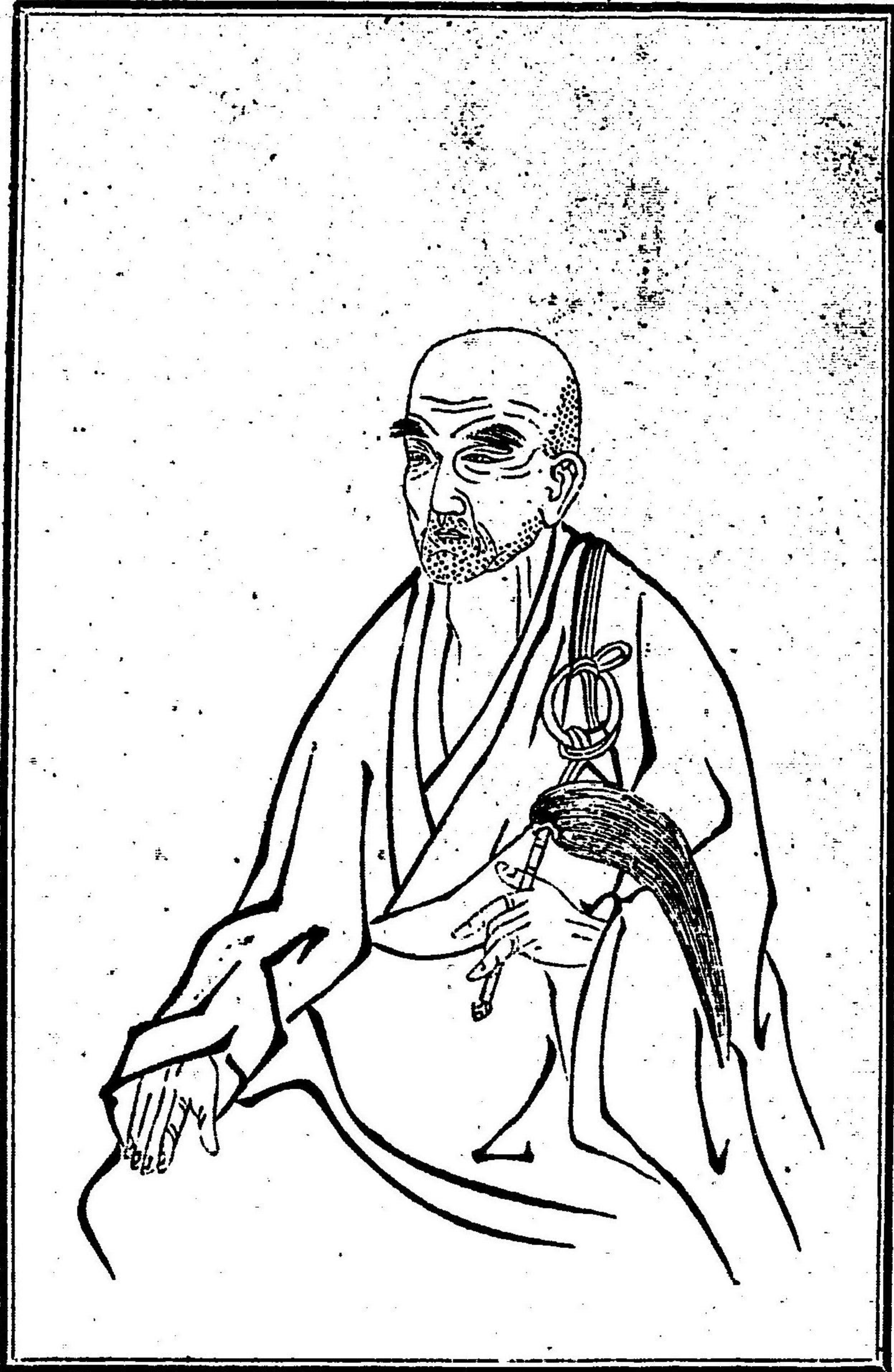


19-472



洞上宗統復古志と翻刻するの叙

夫れ宗統とは何の謂ひぞや、曰く大師釋尊昔日靈山の百萬衆前に於て、摩迦大迦葉に佛心印を單傳せられてより以來、永平祖師に至るまで、直下五十一代一脈聯綿として師資相承し來れる宗乘の法統是なり、其復古とは何の謂ひぞや、曰く永祖の滅後一百數十年間は、一師印證面授面稟の法則嚴乎として行はれ來りしも、澆季の致す所か、中古に至りて一類の魔黨名利の爲に祖規を敗り、法統を錯乱してより、其弊蔓延して殆ど收拾すべからざるに至ること將に三百年ならむとす、然れども祖門に在る者以て之を益とせず、在苒として永平門下の衲僧たることを耻ぢざりしものゝ如し、祖風の落絶せる此時より甚しきはなかりし、其錯乱とは何ぞ、曰く自家祖裏の悟道に属する詞法相續の儀式は一師相承一生一度のものなるに、此大事を忘れ漫りに院に依て師を換ゆるが如き、朝に本師と憑みし者も夕には他人となり、今日毫も縁なき者も、明日は忽ち本師となる等の如き、冷々淡々たる悲境に陥墜す、嗚呼乱脈の甚しき實に名狀すべからざるに至れり、此時に當て永平門下第二十二世の法孫、肥山道白和尚あり、師は大乘月舟和尚の法嗣にして祖門中興の英雄たり、師は壯年の時より深く此弊を慨嘆し、生涯の内に必ず此魔風を洗却せむことを誓願と

なす、果せる哉師は大乗寺を退隱し、壯年の一決終に之を虚ふせず、古稀の高齡に垂とするの頃、乃ち元祿十二年始て邪正の公判を當時の寺社奉行に仰ぐの端緒を開き給ひしかば、魔黨の大に之を故障する所となり、訴願空しく却下せらるゝの不幸に遭へり、隨て反對の聲攻撃の鋒は八方八面に蜂起して正師の一身に集る。然れども師が百折不撓の精神、千挫不屈の志操一步も退くの色なし、此時に方で梅峯田翁の二師慨然奮起して此大業を扶翼すること正師に一步を譲らず、何れも放身捨命して宗門の積弊を洗除するに餘念なかりし、其間に於る諸師の霜辛雪苦、洞門の千態萬狀、皆載せて本編に詳かなり、斯の如くすること正に四回の春秋に涉れり、然るに訴願の趣旨固より佛祖の正理にして一毫の私意を加へざるが故に、魔群如何に多しと雖も、邪は正に打勝つこと能はず、官衙の公明なる審査の、終に魔群の妖雲を破るに至る、是れ或は佛祖の冥鑑なる乎、龍天の保護なる乎、將た諸師の熱心なりしか爲なるか、遂に元祿十六年の秋八月、始て一師印證の古風に復したるは、眞に空前絶後の大功なりとす、爾しより以來面授正傳の法式整然として毫も錯乱なきものは全く師の賜なり其一大紀念として今日に至るまで師の大功を忘れざるは、即ち此編の存するか爲めならんむばあらず、此編は曾に其顛末を記したるのみにあらず三脈の秘訣を論辨し、室内の密意を陳白して餘す所なし、故に本編を熟讀する時は

三國傳燈の來由を審かにし、直指端的の宗要をも明らむるに足れり、苟くも洞上の兒孫たるものは、必ず三脈と同一此編を携帶して、須らく盡未來際に相傳すべきものなりとす、然れども此書甚だ稀なるが故に、或は之を讀まずして終るものあきにあらず、若し今日にして之を翻刻し之を弘通せざるに於ては、他時異日此書の種を失ふに至らむとす、是に由て今回之が出版の必要を感じたる所以なり、然るに本書に由て之を見るに、其當初魔風の餘習未だ全く之を洗ひ盡すに至らずして、尙ほ且つ伽藍法の餘計なるものを殘せり、是れより止啼の紅葉にして、一時魔黨の餘焰を鎮定するが爲の方便に過ぎずと雖も爾來一百七八十年間、其紅葉の觀具たることは既に明らかなるにも拘はらず、微塵も殘さず之を洗却すること能はざりしは、本法の爲に遺憾とする所少なからず然るに快なる哉明治の聖代万機革新の時に際し、我兩大本山は協議一決して、斷然其餘習を廢洗せられたるの布達は、實に明治八年一月十三日の事なりし、是れ固に特筆大書すべきの一大快事ならずや、嗚呼一片の布達に依りて、我宗一方三千有餘の寺院中に於て、一人の反旗を翻すものなかりしは、魔黨の餘焰全く其煖氣を失ひ居りたればなり、是に於てか洞上一師面授の正式、始て五百年前の古風に復することを得たるものと云べし、嗚呼復古の尊宿も亦大寂定中に在て歡喜の眉を開き給ひしならむ、依て此事を茲に一言して將

來の法子法孫に貽すと爾か云々

維時明治二十六年癸巳の十二月

釋迦牟尼滅後二千八百四十二年

永平高祖道元禪師滅後六百四十一年

復古元山道白禪師滅後百七十九年

永平高祖三十三世法孫比丘

永平高祖二十九世法孫比丘 圓界普明 焚香拜題 增外道見

元山道白禪師略傳

師諱は道白、字は元山、自ら隨時子と號す、俗姓は藤井氏、備後の國河北の人、父の名は玄秋、母の姓は田邊、師の正信あり、乃ち州の龍興寺、照山和尚の稱するに、童の父母之を奇として共に出家を聽す、乃ち州の龍興寺、照山和尚の稱するに、童の衆僧の經と開くを聞く毎に背誦し、乃ち州の龍興寺、照山和尚の稱するに、童の十歳の時、秋八月父没す、九歳にして篤實、沉靜、妄りに言語を動せず、自ら志成の風あり、尙席を退て、關東に赴く、師も亦之に従て、遂に武城の金峯に挂錫し、先づ空觀を修む、即ち偈を述す、次に文春禪師に依て、晝夜精勤、一夜月に對して跪坐して、忽ち省あり、の集福に移る、師之に侍して、庶務を總轄して、晝夜難ひ色なし、三十歳の時、武府の萬松武育州和尚衆を集め、制を結ひ、師を招して、版首とす、三十一歳の時、曲の善巧を設け、優柔暇豫、人に誨へて、倦むの色なく、謙遜奉重、方來を啓迪して、曲の善巧を設け、優叢と云ふ、四十一歳、線和尚の命に遊て、王子山清觀寺に棲息す、時、家人稱して、禪子の淵生、死關頭決、無三靈驗、勉、之、四十三歳、遙に舟和尙の大乗に據て、法席北邦に冠たりと聞き、直ちに往て、相見舟問、道人相見、時如何、師曰、珊瑚枝々撐三著、月冠却、日、遠、記、臨濟、機語、契合、一、日、檀越の衆を請して、書寫せる法華經卷を慶讚す、舟師に命して、代て銘を作しむ、師即ち題して曰く、法警因緣、特地周し、蓮華開發す、一

來の法子法孫に始すと謂ふ云々
 維時明治二十六年癸巳の十二月
 釋迦牟尼滅後二千八百四十二年
 永平高祖道元禪師滅後六百四十一年
 復古元山道白禪師滅後百七十九年
 永平高祖三十三世法孫比丘 圓界普明 梵香拜題
 永平高祖二十九世法孫比丘 增外道見

元山道白禪師略傳

師諱は道白、字は元山自ら隨時子と號す、俗姓は藤井氏、備後の國河北の人、父の名は玄秋、母の姓は田邊師夙に正信あり、七歳にして佛事を揚げて以て世態を樂まず、父母之を奇として共に出家を聽す、乃ち州の龍興寺照山和尚に投して童行となる、十歳の時秋八月父没す、九歳にして篤實沈靜妄りに言語を動せず、自ら志成の時、風ありて衆僧の經と開くを聞く毎に背誦し、間に義理を解す、時の人稱するに神童の名を以て、十歳の時照山和尚寂す、爲に後董なる一線和尚を禮して、薙髮受具、十六歳の時、線和尚の席を退て關東に赴く、師も亦之に従て遂に武城の金峯に挂錫し、先づ空觀を修むること二年、次に文春禪師に依て晝夜精勤、一夜月に對して跪坐して、忽ち省あり、即ち偈を述す、「夜深雲斷天如洗、偏界無塵、一室光二十歳の時、線和尚武の集福に移る、師之に侍して庶務を總轄して晝夜難む色なし、三十歳の時、府の萬松の青州和尚衆を集め、師之を補佐するに謙遜奉重、方來を啓迪して、曲さば善巧を設け、優柔眼豫、人に誨へて、倦むの色なく、合せすして規矩行はる、時の人稱して、稱子の淵藪と云ふ、四十一歳線和尚の命に遵て、王子山清觀寺に棲息す、若し閨閣中、物放下不得、生死關頭決し、無靈驗、勉、參禪學道は木、爲了、生死、若し閨閣中、物放下不得、舟日、還記、臨濟禪事、話、一、師曰、檀越の衆を請して書寫せる法華經卷を慶讚す、舟却に命して代て銘を作し、師即ち題して曰く、法譬因緣恃地周し、蓮華開發す、一

左に記せるものは伽藍法廢止の儀に付明治八年一月十三日を以て宗務局より達せられたるものなれり参考の爲め茲に誌しぬ

第一號

明治八年一月十三日

全國末派寺院

師資面授嗣承了畢三脉を帶て以て法燈を維持するは宗祖の家訓にて毫も違犯す可からず然るに中古乱燈祖規を敗り院に由て師を換へ其弊殆んど濟ふ可からざるに至る元祿の度^正山梅峯之と患ひ屢々官衙に哀訴して復古の勳勞あるは末派の熟知する所なり然は雖積年の弊垢一洗悉く拭ふか如くなる能はず遂に伽藍二脉重授の規を創して以て當時の意に充たしむ延て今日に至尙ほ克く宗祖の家訓に復せざるは豈に兒孫の遺憾ならずや因て今般斷然伽藍二脉重授を廢止し候條末派の僧侶厚く此意を體すへし自今師資面入室傳法三脉を帶る者ハ永盛門下何れの寺院に住するとも更に伽藍二脉を附贅するに不及候此旨布達候事

但し重授を廢止し候とも本末の條理は從前の通り違乱なき様深く注意し交際一層親睦たるべき事(九年第二號參看)

宗統復古志序

衣は必ず垢^{あかづ}ひて後。これを濯^{あら}ひ。井も必ず智^ちりて後。これを漂^{さら}ゆ。做事^いあらずんば其れ誰かこれを更^{あらた}めん。我が永平の宗統。弊習^{へいじゆ}に垢^{あかづ}づくこと。既に二百年におよびぬ。其の源と名利に智^ちりて。正法塗塞^{せいぽうとそく}せり。いづれの有識か。これを歎かざらん。こゝにおひて。白雲梅和尚。先師^正老人願力に乗じて。一とたび出て。僧統に謀り官府に訴へ。護法賢明の至公大論を経て。これを漂^{さら}へこれを濯^{あら}ひ。ついに佛祖の正源に回^{かへ}り。辱^{かたじけ}く永平の法衣を補^{おぎな}ふ。我輩^{われら}の瘦肩^{そうけん}に披^ひ奉^{ほう}しては。おきどころなきうれしさの。いかて詞^{ことば}にのばべまじ。一日侍者^{じちやう}すゝみて云く。正祖の人となり簡洪^{かんこう}におはして。功迹^{こうせき}を屑^せすとし玉はず。内侍の史^し録^{ろく}も。自然にうとかりし。移れる月日。かの元祿より。はや四十年にあまりぬ。若し和尚十且無常し玉い。など實録を聞き侍らぬ。願^{ねが}くは和尚爐^ろによりて口授し玉は。弟子筆受をぞせめと。再三請ひけるゆへ。老耄^{らうぼう}さだかならぬまゝに語りければ。侍者これを格帛^{かくはく}にうつし。遂に二卷をなし。復古志と名けはべりぬ。昔し西來高和尚護法明鑒^{ごほうごほくごほくめいけん}を著して。粗^ざ此の事をするし玉へり。また總光の即現禪師も。かの明鑒^{めいけん}を書つひで。棗^{そう}梓^しに刻めり。今此の志彼れととり此れを審^あにして。一家の後鑒^{ごうけん}となせり。敢て大方に示んとにあらす。

大凡^{しそ}緇^{さい}素^す宰^{さい}官^{くわん}の護法にわたらせ玉へる。一言一行も勤て書しるして。其美を拵はさ
らめと思へり。然れども余の知らざるところありて。闕如せる。さぞ珠を埋み金を
藏せるの恨あらん。他日賢明これを補ひ玉は、幸ひなり。唯先師の事緒におひては
もども熟語^{じゆく}と^{そらん}じければ。かざりもやらず。亦ゆつりもせで。ありのまゝに語たるを
しるせり。もし黨せる心ありて。私の筆削せしかば。先師もこれを冥愆^{めいせん}し。龍天も
これを臨鑒^{りんかん}せん。たゞ願くは有道の後昆。彼の復古の艱難^{かんなん}かくありなん思ひはかり
て。正法の久住をつとめいげみ玉は、これすなはち祖恩に報答し。國家に酬ひ
たてまつるものならんとしか云ふ。昔寛保改元辛酉仲冬の日

前大乘三洲白龍老杜多書于洛西大山之妙玄精舍

革弊從事諸師芳躰

救賜前永平大和尚位後董野州太平山大中禪寺交易字連山
救賜前總持大和尚位後董肥州海雲山普昭厓臺禪寺河州經山龍光寺開山玄光字獨菴
救賜前總持大和尚位後董城州佛德山興聖寶林禪寺和州白雲山興禪寺開山竺信字梅峰
救賜前永平大和尚位後董加州東香山大乘護國禪寺洛北靈應峯源光菴開山道白字泥山
救賜前永平大和尚位後董江戶醫王山瑠璃光禪寺牛甫字田翁

宗統復古志目次

○序

- (天) 元帥壯歲嘆三宗弊一
- (玄) 元帥開三堂于大乘一
- (宇) 連山薦元帥大中一
- (洪) 即現嗽訴于官府一
- (日) 木橋洞白薦梅老一
- (盈) 任持大法立正統一
- (辰) 梅元哀訴于官府一
- (列) 黨弊者是非鋒起一
- (寒) 王臣嚮德護正法一
- (暑) 田翁獨訴于官府一
- (秋) 大磨問禪教宗匠一
- (冬) 訊鞫登議復于正一
- (閏) 下案風本山僧統一

○表年

- (地) 誓佛天決志復古一
- (黃) 朔山救弊謀獨卷一
- (宙) 獨合謀告僧統一
- (荒) 謀于永平論大中一
- (月) 梅元舉事赴江戶一
- (吳) 梅元哀告于僧統一
- (宿) 官府止議退二師一
- (張) 元帥片言破偽訣一
- (來) 公門換手大啟關一
- (往) 官始垂手詰源委一
- (收) 大召集本山僧統一
- (藏) 阿部公祈願勢廟一
- (餘) 本山上狀符二師一

- (成) 賜御條令正三宗統一
- (律) 聖主賢臣風雲會一
- (調) 復古堂立護法碑一

- (歲) 信受奉行皆歡喜一
- (呂) 大井氏錢一言祝一

目次畢

革弊略年

寛文三年癸卯
五年乙己
十二年壬子
延寶二年甲寅
六年戊午
七年己未
八年庚申
天和二年壬戌
貞享初年甲子
元祿二年己巳
四年辛未
五年壬申
七年甲戌
九年丙子
十一年戊寅

正師嘆弊謀僧統
正師首ヲ衆ニ萬昌ニ
刻ニ永平廣録ヲ
月舟中ニ興ス大乘ヲ
正師見ニ月祖ニ撰ニ瑩山清規ノ序ヲ
正師奉テ、敕ヲ住ニ永平ニ
正師開ニ堂ス大乘ニ始テ建テ禪戒會ヲ
修ニ定大乘ノ規約ヲ
校ニ定ス永平ノ正法眼藏ニ
永平昇全禪師興ニ叢規ヲ
正師退ニ大乘ヲ○避ニ近メ梅峰禪師ニ
連山薦ニ正師ヲ大中ニ
正師入ニ鷹峯ニ
月祖寂ス○獨巷正師合謀ヲ告ニ僧統ニ○即現嗽ニ訴ス官府ニ
獨巷寂ス

十二年己卯

十三年庚辰

五月廿一日

七月十六日

同 廿三日

八月三日

同 七日

十月十八日

十四年辛巳

六月廿日

十月廿四日

十五年壬午

二月十一日

三月廿一日

四月

十六年癸未

石牛禪師住ニ永平ニ○謀テ于永平ニ諭ニ大中ニ○木橋洞白鷹ニ梅老ヲ

○刻ニ面授卷ヲ

阿部飛彈ノ守任ニ寺社奉行ニ

梅正學ヲ事ヲ赴ニ江戸ニ○梅老著ニ洞門劇譚ヲ

告ニ事ヲ三僧統ニ

再ニ請フ

三ニ請フ

遂ニ訴ニ官府飛彈ノ守ニ

官府止ニテ議ヲ退ニ二師ヲ

將ニ訴ニ志摩ノ守ノ衙ニ有テ故而止メ

田翁獨テ訴ニ官府ニ○正法寺定山著ニ獅子一吼集ヲ○正師破ニ僧

訣ヲ

官召ニ田翁ヲ垂ニ判手ヲ

官召ニ二師ヲ詰ニ源委ヲ

大ニ咨ニ禪教ノ宗匠ニ○召ニ興聖大乘ノ二寺ヲ

表年畢

五月
六月廿八日 大集本山僧統○訊翰詳議
官吏慰諭田翁
七月四日 官府召三師慰諭令田翁屏居
同五日 官下案風本山僧統
同十七日 本山上狀符三師
同廿四日 正伽藍相續之名
八月七日 御條目成
同十一日 召兩本山賜御條目
同廿四日 官府免田翁
同廿七日 田翁巡謝官府
同廿八日 二師巡謝官府
九月 二師發江戶歸舊隱
十一月 江戸大火地震
寶永初年甲申
正月十日 正師修月祖忌以慶復古
十月 關老豊後守卒正師往奠焉
十一月 復古堂立護法碑

宗統復古志卷上

妙玄龍和尚口授 侍者宗珊筆受

昔し如來世尊正法を以て、國王大臣有力の檀那に付屬し玉ふ、是故に三國諸宗の高僧、各各傳授の正法を弘通するに、皆王臣の外護に由ずといふことなし、吾か永平元祖、曾て天竺國天竺山淨禪師の室に入て、親く洞上の密旨を傳來し玉ひしより、己に五百年及び、兒尊海内に彌滿して寺院天下に蕃布せり、門風盛んなりと謂つべし、是れ道根堅て道芽長すといへども、しかしながら王臣の外護によれるものなり、然るに法久して弊をなし源と清けれども流れ濁れる習ひ。中古より以來、國法の眞を管せし住院の券疏となせるが如し、是れに因て弊を成すもの凡そ五件あり、いむゆる法系寺に屬して、人に屬せざる習ひとなるゆへに、師弟子と稱するもの、數十年相隔て、其人を知らず其の名をきかすといへども、本寺及び前住の代り付せらるゝに依て、相續して怪ます、これ其の一つなり、又其の代り付すると

いへども、亦其の代る所の師をしらず、妄りに其寺所傳の法脈を以て、先に受け來るの名も亦聞ざるの師に代りて、これを付して疑はずこれ其の二つなり、又其の法系、寺に付て人に付ざるゆへ、若し他山の請に應ずる時は、今までの法脈を以て、前住の師に反し、新に移住する寺の法脈を以て、亦其の前住に受る替ひなれば、昨日の本師なる者、今日は不相識となり、其の法義におひて、猶ほ秦人の越人の肥瘠を見るが如し、このゆへに器量ありて、名蓋に移住し、随分の利益をなせる人は世嗣承いよく乱りなり、たとひ其志を移さずといへども、只たやむことを得ざるに由る、是れ其の三つなり又かくの如く嗣承紛乱して今日張家の子、明日ははや李家の郎ならん、定めなければ宗派の圖にも載せかたぐ、他家よりは乱統なりとあざけりて、傳燈にも、のぼさず、勿論開堂等の盛禮打絶へて行ふことあたはず、是れ其の四つなり、又間に堅く淳風を守り、一師面授を持して、幣風に落さる者あるときは悉く齊門に探り、環を楚城に捧るが如し其の節施す所なく、別られざるを、幸となす、是故へに道德清廉の知識へ、日ひに山林に隠れ玉ひ、又化を大方に振ひし尊宿は乱統不義の咎を免れず、誠に羶羊の藩にふれて、進退共に谷まる時弊といつべし是れ其五つなり嗚呼大法の傳底、只た其の名のみ有て、其の實を失ふ軌則といへども、亦相承を失ふ、何れの世、誰れ人俑を作して、かくなりゆけるや、實に悲む

へし、痛むへし、然われども僧史に載する所、高祖より一十五世、光國の玉禪師に至るまで、七十余員傳中一人として院に因て嗣を易ふることあるを見ず、思ふに此の弊風の起ること、二百年に近からん、知らざるものは三百年ともおもへり疎學の甚きなり、これ世乱れ兵起りし時、外護の隙あるに因て、弊魔便を得るならん、近世一天雲靜に、萬國風和にして、教海浪を興せるが如く、禪林春を回すに似たり、此の時洞家有志の師學、此の弊を改めんと冀ふ者多しといへども、時運循環せざるをいかにせん爰に師翁肥山和尚は、備後州の人、其の受業一線和尚に従て、武州の集福寺に居せり、壯歳の頃より常に永平高祖を追慕し、正法眼藏を讀て、綱書面授の卷にいたりては、やかて巻を捲て長歎して曰、吁佛祖の傳法は、必ず一師印證、面受相承にあること、高祖此の如く嚴重に誡め玉へり、然るに中古以來宗風地にくだり法系の乱れ宗統の斷ずるといづれか此れより甚しからん、我何ぞ據を擇ばざらん、寧ろ棄て、他派に投せんか、はた發願して古道を回さんか、此の二念、胸中に戰て決せざること久しかりけるが、一旦奮然として、復古の志を決し玉へり

(地) 誓三佛天二決三志復古

さるほかに肥師は、佛祖龍天に重誓をなして、一生の間に、古道を復せんことを願ひ玉へは、出ては同志を探り入ては典籍を考へ、夙夜につとめて安んじたまはず、有

る時^い潜に總持寺の丹心堀和尚に龍巖寺の因光了和尚、見^まへて、此の事を告て云、御僧統の弊力に依て、願くは此の宗弊を除ん、若し然らば、某甲紛骨碎身も、亦甘ふ所なり、時に兩和尚の云、御邊の言の如く、是れ我が當仁たりといへども、大事なれば力らに及ばず、時運いまだ到らざるに似たり、唯た御邊が志し大ひなり、御邊が徳富めり、吾か法の回復すること、必ず御邊か^た掌に在んとて、感嘆し玉ふ、折り柄ら丹心和尚、其の自證の吟十七首を出し示さる、^正師これを和し玉ふに、扶宗の一念久く成^は癖、微焰至今^二尙未^一灰の句あり又寛文四年師二十九にてはしけるが、正法眼藏を寫して、自ら序を作れり、其の略に云、面授の之卷、佛道の之篇、實に古今の眼藏獨脱の玄論也、又永平の忌辰に値ふ偈に大法興衰不^レ耐^ハ嗟^{。毎}。毎^レ逢^三祖忌^二濕^一袈裟と云へり、偈と云ひ序と云ひ、他日大願の先容なるなり、又聞^レく、^正師壯年の頃、南都の公慶上人、黃檗の鑿眼禪師と交りを結びしが、ある時相聚て語り玉へるは、大般若に所謂、不^レ發^二大願^一是れ菩薩の魔事なりとあれば、二公いかなる大願をか發し玉はん、鑿眼の云、我に一願あり此の生に於て大佛殿を厭^レんと欲す、公慶の云、我も亦一願あり、此の生に於て大佛殿を建んと欲す、時に^正師讚して云、二公の大願は、實に希有なり、我も亦一願あり、此の生に於て、我宗の法弊と^あ革んと欲す、二公の云、我等の願心は成りやすかるべし、水到れば渠の成

る道理なり、公の大願は成りかたかるべし、倒^まに懸崖に上るが如しとて、互に讚歎し玉ひしが、天和元年大藏經彫刻ありて、眼公の大願成立し、寶永二年大佛殿建立ありて、慶公の大願満足し、元祿十六年一師面受の御條目降て、^正師の大願も終に圓成しけるば、皆壯年の一決より興れるなり、

(五) ^正師開^三堂于大乘^一

時に寛文五年、江戸萬昌寺の大會あり、^正師を請して立僧首座とせり、相次て諸方の名刹住持を請すといへども、頭を掉て應せず、再ひ行脚して、隱元木菴黃檗に見へ、江湖の叢林と一匝して歸る、因に集福線師の命に順て、近末の觀清寺に寓居せり、唯た院を借れるのみにて、法系を帯ひず、専ら古道を慕ひ、偶々永平廣録を得て開板せり、折り柄ら館林の潮音禪師と道交深かりしが、潮音屢は木菴禪師の宗旨と説て、師を諫めて云、師深く永平を慕ひ玉へども其の派今日乱繞極れり、亦知識の人なし、夫れ禪は一法なり、知識は違ひがたし、師もし吾が木菴に依ば、必ず大法と興し玉はん、師それ心ささやとて、辞をつくして諭し玉へども、師笑て答へず、其の心と察するに、いと宗弊を憂ひて、一と回ひは時運に乗し、古風と復せんものぞと思ひ玉ふらじ、亦是ぞと思ふ師にも違はされは雲棲慈山の風に倣て、嗣承を求めずればしける所に、忽ち一禪客あり、加州の大乗より來り、月舟和尚の宗風

を語りしかば、**聖師**は驚き喜び、是を誠の吾か師ならんとて、はるく包を腰にし
て大乘に謁す、月祖も亦其英名を聞て久しく來儀を待玉ふ、道人相見、珊瑚捧ひ月
果して面授の道に契ひ、得髓の正印を受け玉へり、其の後、勅を奉て永平に瑞世
し、又大乘に應請して開堂演法せり、時に延寶八年秋九月三日なり、此の時代には
濠洲不定なれば、開堂の儀も久く行はれざるに、未曾有の興隆を聞ゆ、是より專
ら大法を唱へ、清規を訂し、禪戒を弘ること十二年を経て、遂に席を退て、住吉の
興禪寺に入り玉へり、

(黄) 嶺山教の弊謀の獨巷

爰に肥前の國嶺山と云へる僧あり、ひたすら宗弊を憂へて、己れが重擔となせるが
如し、竊に河内の經山に往て、獨善光和尚に見へ、此の事を語て回復を謀んとす、
光老の云我久く是を憂ふといへども、時節いまだ到らず、汝の謀ること妙なりとも
恐くは成しがたからん、汝しばらく退て時を待て、必ず哲人ありて出興すべしとの
玉へは、嶺山性急なる者にて涙を流し、大息して云、今吾か一宗嗣承混亂して、祖
燈のつぐへきなし、よしや短を捨て長に就て、一生を守んとて、終に衣を改め律僧
となり、京師子か谷は跡と晦ませり、其の後宇治興隆會下の僧、即現字は徳峯と云
へるものあり、光老に見へて夜話する次て、光老しばらく宗弊を嘆して、嶺山が事

を稱し玉ふ、即現ぬすかに聽て、慷慨してやまず、眼を怒し腕を握て、嶺山が志を
續んと欲す、遂に關東に發向して、同志數輩をかたらひ、又嶺山を尋て肥前の遠か
池に至る、兩人相見て此の志を語るといへども、嶺山もはや改宗の身なれば、與力
することを得ず、即現空しく歸て時をぞ待ける、誠に秦に人なきに非すと謂つべし

(宇) 連山薦の聖師大中

吾門の僧統大中寺の交易和尚字は連山と申せしは道學兼備て、當時の名師たり、深
く宗弊を憂へて、屢は文書にのせ玉へり、一旦革弊の事を以て、官府に申し達せし
かども大ひなる障碍あり、あまつさへ禍の端とあれり、左われ**聖師**をすゝめて自
に代らしめんと欲し玉ひて、元祿五年の春、潜に長春院の大安長老を禪定寺に遣は
され、告て云、我か後席に師を請するは、時弊の法相續に及ばず、唯た大乘の東堂
と云を以て、借住し玉ふべし、夫れ師の令徳を以て、僧統を司り玉は、必ず能く
宗弊と革め玉はん、願は法の爲に辞すること莫れとて、手書にも丁寧に仰せ遣され
ども、**聖師**の深く謝して肯ひ玉はず、大安諫て云、和尚壯年より此の大願を懷き玉
へり、今ま僧統の威權の握て、此の事を謀り玉は、猶ほ虎の角を戴くが如くなら
んか、師曰、夫れ威勢を以て法を正んとならば、此れ威勢のためなり、法の爲にあ
らず、其の上時節未到なり、汝それ亦いふことなかれと仰せて其の事止むぬ、

(宙) 獨正合謀告三僧統

かくて正師深く大法を重し、時節を觀じて、あまたの年月を経て、言葉にも出し玉
 いす、頃は元祿七年、禪定を退て鷹峯に隠れ玉ひける所に、月祖老病と以て示寂し
 玉へば、心を盡して喪をなし玉へり、其の砌、經山の獨老禪師より、慧光即現の二
 僧を差し、弔問を伸へ密意を啓せらる、其の言に云吾れ師の革弊の正を抱玉へども
 月祖老病延引し玉ふと聞けり、此の事吾も亦大に欲する所なり、我れ思ふに師は關
 東に於て、大因縁あり、自ら往て眞俗を化し、神用を運び玉ふべし、吾は亦上み方
 に在て、群議を起さ、同志を催して左袒せん、師を熱く計て時を失ひ玉ふこと
 莫れ、正師これを見て喜んで思へらく、天錫其類なりと、やがて經山を訪ひけ
 れば、經山亦鷹峯に來り玉ひ、互に其の志を叙て機を相投せり、かゝる大弊、久く
 宗門に行はれて、根固く蒂つよし、官家の嚴威を借らすんば、これを改ること能た
 はずとて、兎や角相談ありし所に、慧光即現の二僧進み出て申しけるに、兩和尚共
 に老成なり、未だ往き玉ふべからず、某等兩人、先づ尊命を仰んで江戸に趣き誠を
 盡して成否と伺はん、其上飛錫し玉はんこと通からずと、たのもしげに快くいわれ
 ければ、兩尊尤と申し遣されける、乃ち正師より上總圓覺寺智眼、下總東昌寺大安
 房州長安寺、并に長崎階臺寺了潭、何茂出府しておはしければ、此れ等を始め在城

の諸士、大井氏平井氏酒井氏三澤氏等へ、添狀して、諸方の消息をさゝつくり、
 僧統官士に先容をいたされける、

(洪) 即現嗽訴于官府

去程に慧光即現の二僧、勇て江戸に詣て、兩老の命を行て事を謀りける所に、慧光
 は病ひを受けて歸京せり、獨り即現三僧統の大寄り合ひへ出訴し、上方の兩老僧玄光
 正山の使僧即現、此の度ひ伽藍相續の弊を革んことを願ふ由し、書付を捧ければ、
 僧統の云、玄光正山の二老は、何とてかく疎慢なるぞ、宗門の大事を訴ふるに、自
 身にも來らず、汝の如き、平僧を出すことぞや、汝それ退け、重て出つること莫れ
 とて、御しかり玉ふも、げに言理なり、されども即現心ろ剛にして、少も、ためら
 ず、強て訴ること數箇度に及び、折りふし大中寺の月番なるに、罷り出て、申し
 けるは、今我か玄光正山心膽を摧き、革弊を願ふ、何ぞ山川の往來と憚ん、先づ某
 甲を遣して、御僧統の機嫌を窺ひ、事を謀んとなり、思はざりき護法の念なき仰せ
 とぞ申しければ、鑑司石門座元の云此の事は宗門室内の議にて、汝ち平僧分上の願
 にあらず、又兩老も、今時の伽藍相續錯りなりと思ひ玉は、早く濟家樂派になり
 ども、改宗いたされ、然るべしと申されければ、即現腕を張て躍り出て、吾れ後生
 なりといへども、兩老の憂ひに代てこれと訴ふ、平僧分上さへ、法を思ふこと如此

なるに、いかに御三寺これを憂ひ玉はざるや、如し此の宗弊を其のまゝに捨ておひて
佛心宗を辱んよりは、先づ御三寺、眞言天台になりとも、改宗して、世を渡り玉の
い、其の罪輕るからんなど、憚る所なく申しければ、石門怒て訴狀を擲け返さる
即現か云、然るうへは直訴すべし添簡をたまわれよ、石門の云、何の添簡かあるべ
き何方へなりとも、勝手に任すぞとて、座を立れば即現手足をわく所なく、驚
直に御奉行戸田能登の守殿の衝に突出し、両眼に涙を流し、右の訴狀を捧げれば、
御役人古後善太夫の云御邊を見るに平僧なり、かゝる大事をやさしくも上奏するぞ
吾れ御邊か志と大なりとするゆへに、御帳にしるしとひべし、あれども役寺の添簡
おければ、御取り上げなきは大法なり、御邊再び出ること勿れとて、やがて大帳に
曹洞宗嗣法革弊之願、玄光禪山の代僧即現とぞ記るさせらる、げに無出世の僧、卒
爾に出て、官威を犯す所に御咎めもなく此の事の御帳に留らるゝは、後來回古の先
表なるにて、彼の即現は先鋒使たるなり、即現此の時あまりに銳氣を奮れしゆへ府
内にては、即現婆羅門とぞ申しける、さて其の後問もなく玄光遷化し玉へは、禪師
は隻手を失ふがごとく、嘆き玉へり、此の光老は、知見廣大にして、多くの書を著
せり、誠に一代の龍象なり、昔し禪師の經山と訪れしとき、光老坂の下まで見送り
玉ふて獨り語して云、其の人如し玉とは誠に禪公の謂ひか、又一日侍僧雪音(字、圓

十

慶後嗣(三祖)に語て云、今の世に在て大弊を救ふものハ禪公をすて、誰れかあら
び、唯其の智福兼備るのみにあらず、吾れ聞く其の受業及び法師につかふるに、至
て孝行あり、且つ自他冤親もなく、忠誠を以て人を待す、夫れ忠孝は佛祖龍天の共
に感動し玉ふ、いかなることか玉成せざらん、今ま宗門の中、間に福慧の人ありと
いへども、其の至誠の佛天に契ふにあらずんば、何そよく此の大事を成んやとて嘆
し玉ひしが、後來禪師の大業を成し玉ふを見て、光老の明、能く人を知り玉ふこと
を信すとなり、慧耕は城州の人なり、後ち播州の華岳寺に住せり、即現は房州の
人なり、彼の官訴の後、徘徊を停止せられて、他門に落魄せり、後に禪師其勢を念
て、召し寄せ、大乘に依棲せしむ、遂に出世して密山和尚に承嗣し、羽州の吉祥總
光の兩寺に歴住し玉へり、

(荒) 謀子永平(諡)大中

時に元祿十二年、石牛禪師、大中僧統より、永平に進山ましくて、勅責と京師
に待玉ふ、此の禪師は連山の法縁にて、禪師の戒弟なれば、三回鷹峯を訪ひ玉へ
り、禪師は是れ天の運を賜なりとて、革弊の事を勸めて曰、禪師すでに高祖に代て
高祖の道場に住し玉ふ、連山の御志をついで、此の事を主張し玉は、高祖の法運
必ず今日に興んとて、再三勸諭し玉へは、禪師も斜めならず隨喜ありて、師の願に

一同せんと玉へり、其上御弟子高源院主月潤和尚の江戸に歸るに託して、此の事を大中寺の、月心和尚に告げ玉ふ、此の月心は即ち石牛の後嗣にして、本と正師に大乘に參すること五年、傳戒の縁あれば、巨細なく領承し玉ふ趣きなり、其の外總專龍穩の二和尚、皆舊好荷法あさからざれば、法運たのもしく見へけるが、後には何茂共に肯ひ玉はず師の願を退け玉ふこそ不思議なれ、けだし是れ時節因縁、これと推し、これを脱く、共に護法の手段なるべし、

(日) 木橋洞白鷹三梅老

既にして今年も暮れて、明年の春回りければ、正師歳六十五にならせらる、扶宗の一念、坐ながら弊風を見るに忍びず、花前月下、心を傷ましめ玉はずと云ふことなし、茲に今の、清世を顧りみるに、密文武の治教休明なるのみにあらず、且つ寺社をして絶へたるを繼ぎ、廢れたるを興し玉ふ、美政洋々として盛んに行はる、折柄ら御老中阿部豊後守殿の御息飛彈守殿、命を受けて、寺社の奉行を司り玉ふ、是れ彼の父子の大力量あるを觀るに、直に靈山の付属に當り玉ふ、我門の大義を決擇し玉はんこと、必ず此人にあらん、嗚呼吾れ己に老ひたり、時を以失ふべからず、唯た玄光早く寂し玉ひて、余れとして孤立せしむ、隻輪の途に轉しがたきことを恨み、兩翼の能く飛ぶことを羨まれける、時に曹源大休雪音槐國智燈大機等の小師、

其の外遠近の同志、屢師の願力を扶て、彼れ是れと周旋せり、中にも眞成院の木橋伊勢寺の洞白二師、共に來て此事を相談し玉ふに云前興聖梅峰和尚蚤に此の願を興し玉ふとさけり、吾れ等兩人彼しこに往て事を謀らはいかん、正師の云、梅老は當代の高名なり、彼の老若も出て玉は、余れ何と古風と復せざることを憂んやとの玉へは、二師やかて臨南寺に參りて、事の子細を述らる、梅老此の時七十有餘におわせしが、一議にも及はず點頭し玉ひて云、君等何と言ふことの遅きや、是れ吾か願ふ所なり、こゝにおひて彼れ此道通して、相共に喜ひを成し同生同死の志を誓ひ蒼顏華髮の老を忘れてはる、江戸に趣き玉ふ、此の護法の壯志を聞くものは、儒夫も志と立るとかや、

(月) 梅正舉事趣江戸

元祿十三年庚辰夏五月廿一日、正師鷹峯を打立ちたまふ隱之道密の二侍者行に従へり、白龍は院主たり元つ禪定寺に謁し月祖の塔を拜して、此事を告稟す、乃首途の口號を作し玉へり

感自三搦三至三股三晦

只期三山澤三互通三氣

經三懸河三驛

將三勢三類三舌三動三心三灰

同是三以三虛三受三物三來

懸河何ッ用ッ辯如ナレト河ノ

杜ラロヲ竹輿穿レ市過

祇ヲ要ス靈源水合シト水ニ

莫レ言コト平地起ニト風波ヲ

同五月、梅老も珪州藏雲の二神足を従て、住吉の臨南より發駕し玉ふ、因に偈を作て懷を述へらる

背ニ卻ス塵寰ニ十六年

松間ニ尋レ竹ヲ記ニ新鮮ヲ

剛ヒ遭ニテ朋舊ニ指レ東ヲ去リ

欲レ盡シテ宗乘未了ノ縁ヲ

既にして六月上旬、二師共に江戸に到着せり、梅老は城西芝の青龍寺に館し玉ひ、**正**師も亦た芝の瑠璃光寺に寓し玉ふ、青龍寺の長老は梅老の法縁なり、瑠璃の長老田翁も、亦**正**師受業の師姪なり、兩寺素より荷法の志し厚けれり、方丈をわけて管待、尤も謹めり、其の砌大中吉祥青松等大小の寺院、及び他派の尊宿宰官居士多く來て問訊せり、中にも大中寺主は、格別の親遇にて、**正**師を宿寺に饗し玉へども、願ある身なれば辞し申さるゝなり

(盈) 任ニ持テ大法ヲ立テ正統ヲ

爰に三澤氏吉左衛門諱は辰庸なるもの、御老中阿部豊後守殿の用人にて、諸方より重しけるか、いかゞ聞けん**正**師著府の翌日、瑠璃光寺に來て、師と禮拜せり又他日其の私宅を掃て、**正**師を招請しけるに取持とて、矢田源之丞なるもの來れり、此の

矢田は、乃ち時の寺社奉行飛彈の守殿の執事なりければ、**正**師悦んで宣ひけるは御邊今ま寺社の公用を勤め玉へは、吾か素願能く聞置き玉へとて、終日宗統の通塞邪正の出入を語られけるに、此の矢田は、鐵牛禪師に見て、參禪の志あれば、殘る所なく領承せり、**正**師すこに歸るにのそんで、又二士に告て云、今日幸に二居士に逢ふことを得て、積事をかたるといへども、老僧願ひの身なれば、近付きは此の座にて返し申すなり、明朝後日、御役所に出るとき、御邊必ず我を取り持たんと思ひ玉ふことなかれ、我れ亦た御邊を以て、親知と存せず、又た必ず**正**山が頼み申すなど、心得玉ふことなかれ御邊のみならず豊後守殿飛彈守殿にも、此の事を御頼み申す心は聊かもなきなり、我れ大法を任持して、正統を立んと欲するに、かりそめにも、勢に倚り貴きを頼むとて、成るべきにわらず、夫れ御老中は正法を立て、國家を治め玉ひ、又た御奉行には弊惡を除き、宗統を正たし玉ふが、當仁の御役目なり、御役目を正直に行ひ玉ふか、上への御忠勤なり、然かれは老僧只た法中の邪正の筋し目を言上して、正直の御裁斷を奉け行ふのみなりとて、袖を拂つて歸り玉へば、二人これを聞て深く感し、潜に此の趣を阿部御父子へ、申し達せしかば豊後殿、**正**山には素より法に於て、人情を容れざる知識なりと、仰せらる由しきこへし、此の御言をいかにと思ふに、昔し**正**師の集福寺に隨侍し玉ふ時、稍や寺政を

嚴かにして、葷酒と禁せらる、折り柄ら豊後守殿、入國の始め、集福に來儀し玉へり、饗應の時、酒を進めず、家臣これと訝る、**正師**出て云、當寺今ま佛制を守んがために、御酒を獻せず、大守の一と回ひ御入ありて、法門の大禁を建玉ふ功德、亦大なりと申されければ、豊後殿尤にや思召しけん、法は法に立て、用ひざる所は、用ひざることを善しとぞ仰せらる、是より**正師**は、法を重んずる人ぞと知り玉へるなり、さるほどに此の度革弊に付き、阿部御父子の護法、大形たの事にあらず、未の歲御裁許の時も、本山僧統に仰せらるには、永平寺三箇寺の願につひて、下し賜はるにもあらず、又梅峰**正師**の願、及び田翁が訴と御用ひあるにもあらず、直に公儀より御吟味ある所は、弊と除き、非を改め、正法の流行すると以て、國家の幸ひと思召すと仰せありしこと、げに有がたき、正直の御仁政ならずや、

(吳) 梅正良告于僧統

さて其の後二師私かに府内の舊好の輩と評議して、先づ總寧龍穩大中の三僧統に謁して、事を官府に奏せんことを請ふ、乃ち七月十六日、龍穩の邸寺にて、大寄り合ひの列席へ出て玉へり、

口上之覺

一家門之嗣法、從古來一濟下と與同一、一師之之印證に而、傳來り候處、近代漸

々あやまり來り、他山出世之節、毎度嗣法相改め候故、昨日之師父者、今日之他人に成行候、他派にも其の例無之弊惡の風、佛祖正傳之本規失却、歎け敷、儀に御座候、御存知之通、永平元祖之正法眼藏の内、嗣法面授之兩卷の、宗門嗣法之家訓にて、一師面授之外者、堅く不許之趣、分明に相見へ申し候殊更從、權現様、元和年中、永平總持兩本寺え被爲下置御法度、御朱印之面にも、僧臘經三十五年、以嗣法師之推舉狀、致轉衣、本寺の住持職相勤、日本曹洞下之末派、如先規本寺之家訓可相守之趣に御座候、然れば則、御公儀之嚴訓、元祖之遺誡、共に一師之印證之例證、歴然に御座候處、今時之寺院者他山之節、嗣法相改、其の上十寺に七八箇寺者、取次之作法に成り來、元祖之家訓に相背き、宗門之衰廢不過之候、各御了簡と以て、近代之弊風相改、向後宗門出世之僧、最初一師之法と續き替へ不被申候様仕り度候、右之通、各御納得之上、以來本法之通に罷り成り候而茂、今日迄之嗣法之面々者、不_レ及_二相改_一、勿論本末之規式、諸僧録中支配等之儀、諸事從來之通にて、違乱有_レ之間敷き儀と奉_レ存_レ候、然れ共、其の上にても指し支へ候譯け有_レ之候者、其の段者御相談を以て御奉行中系御願、御一統之御威光にて、御朱印、御條目之通如_レ先規元祖嗣法之家訓相ひ守り候様に、御了簡所_レ希、御座候以上、

七月十六日

加州金澤大乘寺隱居 卍 山 印
城州宇治興聖寺隱居 梅 峯 印

三箇寺 御役者中

右の口上書と三寺御覽ありて、再三相議し、二師に告て云、此の事大にして、かるかるしく擧奏しがたしとひ是れを奏するとも、恐くは成しがたからん、しいて是れを成んとせば、却て法乱を生ずべし、二老徳望叢林に重しと、いへども、此の擧仁に當らざるに似たり、若し是を奏すべくんば、永平總持、及び我輩五刹の任にあり、暫く是を指をさ玉は、可ならんと、仰ふせける、かく僧統は官奏を嫌ひ、二師は官奏を願ふ、是れ護宗の心、同じといへども、且つ用捨の趣き異なるに似たり、莫レ怪^ト相達^テ不^レ下^レ馬^ヲ、東西各自に有^レ前^レ程^ニならん、されども二師の心る最も撓まず、同月廿三日、及び八月三日の會席へ、心を摧き、言を卑ふして、再三哀請すと雖へども、三寺遂に點頭し玉はず、あまつさへ此の願に於ては、誰れ人幾く度申出し候とも、堅く懸へ狀を出し申さる趣、もはや三寺相談いたし、先月二十七日、御奉行所、へ相達し置候、何方へ訴へ玉ふとも、此の方へ届けに不及、勝手次第になされ候へと仰せ放たる、二師本意なく退く、むげに哀れに覺ゆ、

(辰) 梅^ニ哀^ニ訴^ス于^ス官府

去る程に二師の法屬、瑠璃光寺に相集り様々と詮議あり、或は云く、三寺の添狀なければ、たとひ官府に出るとも、御取り上げはなかるへし、然れば幾く重にも僧統に伺ひ、裁判を願ふこと可なり、或云、幾く度哀請するとも、三寺の許容なきは、分明なり、所詮前後を顧みず、官府に直訴せんこと是れ可なり、兎やせん、角やせん、日^々相決せず、^卍師の云、かく長か詮議しても益なし、此の上は觀音籤を伺ふて、聖慮次第に、事を決すべし、乃ち良高禪師に命して、聖籤を取らしむるに其の籤直訴するに利ありければ、遂に直訴に一決せらる、時に八月七日、二師恭く官府に趨て、訴書を捧ぐ、此の時寺社の奉行四員あり、其の月の所司にてましませば、阿部飛彈守殿の衙へ出玉へり

奉^ル願^ハ口^上之^覺

一禪宗洞家之嗣法、古來之規式濟家與一同にて、一師相傳之後、幾く度寺之移轉にも最初傳來之法於不^ニ相改^ズ、世上之君臣、父子之道與同意ニ、師弟子之因縁結ひ來り候處に近代寺之移り替に、本師を捨て、毎度其の法を續き替へ申候故、臣之背^ニ主君^ニ子^ノ之^慈父^ヲを捨て候與同事にて、非法非儀之至に成り來り申候、其の上只今之作法にて、十寺に七八箇寺者、取次之嗣法に成り來歎け箇敷儀に御座候、

元祖道元之家訓に、一師面授相傳之外、右之非法堅く不許之趣、遺誡分明に御座候、殊更從權現様二元年中に、永平寺總持寺之両本寺之被_レ爲_二下置_一候諸法度、御朱印之面にも、僧臘經三十五年、以_二嗣法師之推擧_一、致_二轉衣_一、本寺之住持職相勤、日本曹洞下之末派、如_二先規_一本寺之家訓可_二相守_一之趣に御座候然れば則、御公儀之、御條目、元祖之家訓、共に一師相傳之先例、歴然に御座候處、右之非例、何時に誰れ人仕初め候と申す儀も、無_レ御座、漸々に今日之通に誤り來申し候、佛法者、國王大臣之以_二外護_一、邪正明白に罷り成り候儀、別して當御代、諸宗共に絶_レ於_二續_一廢_レ於_二起_一候時節與、難_レ有_レ奉_レ存、此の儀御訴申上候、向後宗門一統に右之非法相改、古來之通に、元祖嗣法之家訓相守り候様に、被_レ爲_二仰付_一被_レ下候者難_レ有_レ可_レ奉_レ存候、且又自今以後本法之通、罷り成り候而茂、只今迄之嗣法之面々者、相改に不_レ及、勿論本末之規式、諸僧録中、支配等之儀、諸事有り來り候通にて根本嗣法之規式、正敷く罷り成り候得者、宗門中、違乱等茂、御座有る間敷儀與奉_レ存候、拙僧共茂寸志、元祖傳來之本法相立、宗門之本意、退轉不_レ仕様に、奉_レ願迄に御座候、只今迄之通にて者、宗門之本意相立不_レ申儀に御座候、右之趣、御吟味を以て本法之通に、被_レ爲_二仰付_一被_レ下候、様に奉_レ願候、以上、

辰八月四日

加州金澤大乘寺隱居 記 山 印
 城州宇治興聖寺隱居 梅 峯 印

寺社御奉行所 御役人中

右の口詞の外に一書を裁して、官家の内覽に備へらる、其の書云く
 自_二從_一靈岳拈_レ花嵩山分_レ隨_一以降、西天東地佛祖正宗、的的相傳、六代の祖師大鑑の直下、青原南岳、兩宗雙立す青原五傳して至_二洞山_一、洞山一十三傳して至_二天童如淨_一、淨以_二從上_一正派、親_レ付_二我_一永平道元、元祖初て開_二此_一方之洞宗、枝派蔓延分_二布_一于扶桑國裡、直_レ至_二今日_一、無_レ處_レ不_レ流通、爭奈せん法久し而生_レ弊見_レ利忘_レ義因_レ院易_レ嗣、不_レ知_二其_一非、是を以て、昨日之所_レ師、今日見て爲_二路_一人、今日の所_レ師、不_レ知_二明日_一又如何、所謂狐裘尨茸として、吾れ誰にか適_レ從_レんと云者也、譬へは如_二本朝_一王孫、受_二源等_一四姓_一的_二承_一其_レ譜系、而以_二文武_一起_二家_一者之後代の子孫、貪_二婪_一名利、移_二轉_一四姓_一前時の源姓、今時爲_二平_一、他時異日、移て爲_二藤_一耶、轉して爲_二橘_一耶、復た未_レ可_レ識也、嗚呼、其の人雖_レ多、其の財雖_レ豊、全く非_二以_一文武_一起_二家_一而も能く守_二其_一本姓_一者、只た是れ市商裨販底の鄙夫而已矣、昔し我か永平元祖

創業垂統、遠く慮子孫可繼、而故に以和語、著シ面授ノ卷等、書ヲ立一師面稟之正規、兼て垂懸識於後代、不許捨テ前前ヲ以取テ後後之輕薄、其の丁寧告戒、恰如見掌中、果テ而るに今日の子孫個個不依本宗、別に開一條ノ利路、十たひ經シ住持、則十たひ易シ其嗣、不但乱統、於元祖創垂之家法、實に佛佛祖祖之罪人にして、而三綱五常之所不容其奸也、某等雖不肖、遠く承元祖之正統、住興聖住大乘、與聖者元祖最初開之道場、大乘者元祖的孫開法之棠陰、共にはれ曹洞之淵源、古法之所存也、某等雖久謝、其住持事、扶宗一念、不忍坐見近代弊風、同志聚首無不感傷、茲に願今、清世、非管文武治教休明、且つ令寺社、繼絶興廢、鼎革其舊弊、回復其正道之美政、洋洋して盛に行はる、殊に仰、大居士之身、當於靈山付屬、遂に趨風東に來て、先伸情素於三僧司之處、次欲訴愚誠於四奉行之衙、鞠躬屏息して、以て窺鑑、是を以て、冒進其說、以累於執事、所冀、政務之暇、一ひ賜電覽、舒燭龍之光明、照多年之弊暗、而永平の古道、再顯于今日、然るときは則豈に獨り某等歡抃踊躍乎哉、洞門多少の師僧、總に沐再造之大賜、抑亦永平元祖、合掌於大寂定中、宜謝無止、矣、大居士鑒察惟祈、

伏紙不勝戰栗之至、瀝誠謹白、
元祿十三年八月日

正山印
梅峯印

此の書は正師の作られしなり、飛彈守殿、右の口詞等を御覽ありて、法門の正統たることを知り玉へども、小事にあらざれば、急に舉しがたく、況んや次第の上奏にあらざれば、公評に及ばざる官家の常法なれば、事や、通々せり、梅老も別に書を修んで、重官家に奉せらる、其の書に云く、

西來の禪派、相分れて多門於中、曹洞の正宗、當宋寧宗寶慶年中、元祖道元入支那、投明州天童山如淨禪師、傳洞家禪、以本朝安貞年中、歸來て開法、興聖永平、自時、自後十數代、師資結眉、嗣承明白、諒に夫れ佛家之君臣、法門之父子、無移易、無遷亂、洞上禪統之不素、歲月既に深し矣、世降り時渝、澆風日に扇、邪習横に競ふ、因院易嗣、避涼趨炎、譬諸、如下臣の棄此君、事彼君、子之背其父、向假父、凡そ有福縁者、每轉選寺院、革襲其師主、不知幾回、矣、如此類風、可掩淚者也、然も元祖道元有下定一師之外、不存他師、一回嗣法無再嗣之警訓、所撰正法眼藏之說、懸日月昭昭たり矣、況んや元和年間、有東照神君

降賜ノ永平總持兩本寺之 朱篆公帖、其の略に曰、凡そ洞宗の一輩、歴僧臘
 二十五年、以嗣法師の擧帖ヲ就本寺ニ轉位改衣、並 依勅諭ニ、執シ本寺ノ住持
 職云云、且復一宗の末属、不違先規ニ、可守本寺ノ家訓ヲ矣、 綸命、
 釣旨、如以此然るに則一師付法之儀軌、 釣命之嚴に、祖訓之切なる畫一著明
 也至シ於今日ノ時輩ニ、則擇ニ寺院ノ大小ニ、較ニ金穀ノ多少ニ、轉シ席易ハ法ヲ、希シ勢ヲ
 藉ル威ヲ矣、嗟嗟桑門醜態、奚に由てか若レ此、蓋し因ニ名坑易ノ陷、欲叙難ニ填テ也
 隨レ院ニ更ニレ法ヲ之大弊、百餘年於此ニ、今日以ニ革弊ノ一事ヲ、告シ之ヲ本寺ニ、則
 本寺耳聾シ矣、以レ此ヲ質ニ於僧司ニ、七遮八欄、冗劇多事を爲シ辭ト、殊に不知
 宗門ノ紛劇、本末の諍論、皆由前代ノ流輩、以ニ亂嗣乱法ヲ爲レ據テ恣に移ニ轉シ本末ニ
 私に廢立スルニ開山ト也、於今煩公庭ヲ演ニ公聽ヲ者、其の本在ニ于此ニ、某等所願
 不ニ只冀フニ流ニ通セシコトヲ 正法ニ、自今而後、一宗諍ひ息み訟戢り、僧徒無事、任
 運修ニ道業ヲ、愚衰所祈ニ、唯是れ一ニ己ニ、竺乾爲ニ末法ニ垂言曰、佛法付ニ
 囑スト國王大臣ニ、所以其付ニ王臣ニ、則科邪ヲ旌正之方、比ニ此ノ之ヲ僧人ニ其の
 功倍萬す矣、矧や亦 大樹尊君欲思文明、尊神護法、導ニ九流之鑿ニ、障ニ
 百川ニ而東せしむ、其の他の鴻烈高明、非ニ賤釋ノ敢テ所ニ擅ニ述ニ、且つ其の 英宰
 良弼、海内之望、政柄の攸ニ歸ニ、忠直貫日、節義排天ヲ、 竟に以ニ其ノ餘力ヲ、

百廢俱に擧ぐ、仰願は、不レ忘ニ靈山ノ付囑ヲ、忝く爲ニ法社ノ金湯ト、伺ニ稟ニ 大君之
 峻命ヲ、報ニ示百ノ衙役ニ、一呼して剔ニ洞宗ノ荒穢ヲ、片言を以得ニハ、一嗣不レコト改、
 則湛靈海涵、戴ニ恩ヲ萬萬、洞下の雲仍散ニ處ニ海宇ニ者、百千萬個、今ま一己之
 所ニ欽祈ニ、乃ち千萬個之願也、伏乞劈天の雷霆、啓鑿立ところに竣つ某等栖ニ遍ニ
 僻ニ、欲ニ已ニ不レ已ニ、揚ニ言ニ大方ニ、肆ニ忘ニ忌諱ヲ、不レ勝ニ冒瀆潛越戰栗屏營
 之至ニ、誠恐誠恐、頓首上告、

(宿) 官府止レ議退ニ一師ニ

かくて二師は専ら裁斷を祈めて、日夜官府に奔走しければ、飛彈守殿、御同役へ
 も披露ありて、すでに公判に及びなんと見へける所に、三大僧統江戸の三寺を率ひ
 て、官府に申し玉ひけるは、梅峰正山の訴へ、其の理なきにあらずといへども、吾
 宗二百年來、かく成り來り無事に治りしに、若し此の願を御取り上ある時は、一宗
 の騒動斜めならず候、尤も法の爲め品な能き事に候は、某等何ゆへ願ひ申さ、ら
 んどて、幾く度か官府を廻り玉へは、御奉行の面々も、せんかたなく思し召せども
 唯た飛彈殿の未た手と放ち玉はざるは、誠に懸絲よりも危く見へける、然る所にあ
 る方より、御同役松平志摩守殿え、新法は御制禁なるに、兩老新法を願ふ由、申
 し達せしかば、覺束なくや思し召なん、時の豪士、古後善太夫を召され、御尋あり

善太夫云く、たゞひ弊風たりとも、久く傳はれる法義を、今改めて古法に仰付らる、
 時は、古法の新法と申すものにて、誠に宗徒の騷動に及び候はんと申せしかば、志
 摩殿尤にや思ひ玉ひけん、やがて飛彈殿に向て、此の儀を詮議いたし候所、先づ三
 寺の願に任せられ、可然候、飛彈殿も先役の御料簡に漏れがたく思し召せども、正
 理の理れしを、心、うく思ひ玉ひて、然らば此の儀御老中へ窺ひ申すべしとて、秋
 元但馬守殿へ言上し玉へば、宗門の法乱に及ぶゆへ、取り上げなきやうに、役寺
 より願ふことに候はば、其の分に差しれかれ、然るべきこと、仰られければ、飛彈
 殿も遂に此の議を止め玉ふ、去る程に二師を、四奉行の列席へ召し、告て云く、汝
 両老僧の存念、實に聞き届けぬれども、三寺の傳達に依らざれば、吟味成りがたし
 速に此の事を休むべしと、仰せ渡さる、二老命を受て、空く立退きぬ、然かれば
 益なきに老ひの身を苦しめ玉んよりは、とくく都に御歸り、永く人をも度し玉は
 ば、何れも法のみほりなりとて、勤る族らも多かりしが、二老の心ろはいと堅く、
 磷さがたき願力は、鐵石何んぞ譬ふべき、唯た法運の拙きを知り、暫く時節を待ち
 玉へり、爰に正師より、書を永平の圓明禪師に上り、此事を舉論せらる、
 恭く呈す卑簡、即辰秋涼道候如何、抑も去歲象駕駐于京師之日、數陪清話、
 三十年來之變懷、一時に傾倒忻慰不可言也、就中今時宗統紊乱之弊、一一

爲禪師、吐露寸腸、且つ説訴、官回古之意、無復餘蘊禪師一稱以
 善、且つ言ふ密に告大中主人、令他領此意、想ふに夫れ禪師不可
 食前言、未審密に告るや也た無や、不肖五月下浣以從來志願、俄に趨武
 府、爾時託便呈書、不知能く達于座下也、不也、從孟秋中、至仲
 秋、初數詣三僧司品座之席、卑言以て哀請革弊之事、豈に意んや不
 但無點頭、卻て率武府二寺於官衙、六口一舌、粉漉言辭、爲
 不許革弊之先容、而専ら嫌舉高祖之正統、單に彈改、訟習自
 便之類風、嗚呼、三僧司之於高祖也、其の用心之至於斯、不亦怪乎、
 謹按するに高祖の正法眼藏面授の卷に所謂雖一佛一祖一師一弟子、不亦相
 授者、非佛佛祖、乃至雖一世、不見師者非弟子、不見弟子
 者非師定て是れ相見、相見て而面授し來、嗣法し來れる者、祖宗面授之道現
 成也、又云、過去現在未來甚麼んの佛祖か、師資不相見而嗣法するや耶、又嗣
 書卷中に、説大宋國之弊習云、參知識會下、懇に請頂相法語、備嗣
 法標準、然も有一類狗子、及于晚年、陪錢官家、討得一院、補
 住持職時、不嗣法語頂相之師、嗣法於當代名譽輩或、王臣親附之長老等
 則不問得法、貪名譽也、耳、可悲末法惡時、有如是邪風、此の輩未

曾、有_二一人_一夢_レ也_タ見_レ聞_レ佛祖之道、又住山の卷に、所謂今_ニ大宋國稱_ニ住持_一輩、問_ニ有_二因_レ院_一而易_レ嗣_テ者、可_レ憐_ニ佛祖之法不_レ正_一傳_ニ、是れ畜生なり非_ニ知識_一、豈に_レ嗣_ニ僧位_一哉、上來數段の因縁、皆是高祖親口の所_ニ開示_一、而して近世高祖の後昆、多く不_レ守_ニ其_一慈訓_ヲ、味_ニ卻_レ面授_ニ嗣法_一之本意_ヲ、非_ニ唯_一因_レ院_ニ易_レ嗣_テ者、且つ嗣_ニ其_一法_ヲ於_ニ其_一人_ニ滅後_ニ、而毀_ニ破_レ高祖_一之誠_ヲ、謾に稱_ニ高祖_一、兒孫_ニ、實に不_レ充_ニ傍觀_一、一笑_ニ也、可_レ愧_ニ可_レ悲_一、如_ニ夫_一高祖_ノ誓誠_ヲ、昔之捨_ニ法語頂相_一之師_ヲ、猶呵して爲_ニ一類_一狗子_ニ、罵て爲_ニ畜生_一、況んや於_ニ今_一之因_レ院_ニ易_レ嗣_テ者_ニ、豈_ニ許_レ嗣_ニ僧位_一哉、高祖若し在_ニさは_一則_ニ大息涕泣_一、復爲_ニ之_一如_ニ何_一、禪師現に坐_ニ高祖演法_一之棠陰_ニ、代_ニ高祖_一握_ニ宗柄_一宜_ニ舉_ニ揚_ニ高祖未了_一之誓誠_ヲ、以て掃_ニ卻_ニ今時無限_一之_レ大弊_上、是れ祖恩之所_ニ當_レ報_一、而禪師之所_ニ當_レ爲_一也、禪師鳴_ニ此_一大義_ヲ、傾_ニ溥_ニ赤心_一、以_ニ見_レ三僧司_一、則高祖法運、必興_ニ干_一今日_ニ、禪師寧_ニ無_ニ心乎哉_一、不肖亦高祖遠孫、寤寐耿耿、不忍_ニ見_ニ祖風_一泯滅_ヲ、乃寫_ニ區區_一の微誠_ヲ、走_ニ筆_一以_ニ穢_ニ明眸_一、不_レ罪_ニ則幸_一也、萬祈_ニ昭亮_一、頓首、

禪師此の書を見玉へども、終に回書もなかりし、始め京師にて面談し玉ひし時は、強ひて制し玉はぬども、其の實は同意し玉はざるか、凡そ大法興衰の事、自ら數わ

り、時節因縁も亦計りがたかるべし、さすが以ての外の重事なるゆへ、輕しく肯ひ玉はざるも、道理半ばなるにや、此の處を思ひはかるに、欲_ニ知_ニ無_レ限_一傷_レ春_一意_ヲ、盡く在_ニ止_レ針_一不_レ語_一時_ニ、または珊瑚枕上兩行の涙、半を是れ思_レ君_一半の恨_レ君_一ならんか、是れ又傍人の管見にして、禪師の深意料りがたきなり、梅老も亦た書を總持寺に寄せて、此の事を告諭せらる、さるほどに、二師の旅寓は、詮議間難に際なき中にも、有道の緇素、參詢すること虚日なし、折り柄ら結冬の日なれば、正師一偈を示し玉へり、

禪林此、日鎖禪關
只我拙、身不_ニ等間_一
莫_レ笑_ニ愚公愚若_一鐵
打成一片欲_ニ移_レ山_一
(列) 黨弊_一者是非鋒起

かくありて、今年もすでに暮れけるが、三僧統の命を用ひず、異願を企てらる二師を、青松寺の末院青龍瑠璃の中に逗留あること、しかるべからずなん、評するものあり、兩寺の主人は、少も憚る所なく、管待せられしかども、重願ある身の、小事を以て人意に激すること、本意にあらすとして、二師共に旅館を改め玉ふ、梅師は城北の谷中なる教院に閑居し、正師は城西の金地の隣壁に寄寓せり、時に正師江城獨歩の吟あり、一時の感慨を述玉へり、

坐看宗弊不能禁スルコト
徒步舍車非責カサルニアシ趾

一タヒ起東來感轉ノ深レ
徐ロ行テ曳ク杖ヲ爲シ傷ム心ヲ

偶忘大地無コト知己一
同。是裸蟲三百ノ長

強ラ向テ虛空ニ求ム賞ヲ
誰カ扶テ此ノ道ヲ拯ム陸ヲ沉ム

爰に梅老洞門劇譚の一書を著し玉ひて、自ら宗乘の廢たるを嘆き、後學をして古今師承の邪正を知らしめんとす、正師これが序を成せり、こゝにおひて世間區區の説多して、二師を罪することあり或云、彼の二師同く誤錯の中に在りながら、俄に官所に出て、頻りに其の誤錯を訴ふるものは、何の心ぞや、辯して云、人誰か誤りなからん、誤てこれを改るは、内外の聖人、同く諫歎する所なり、たとへば、川を同して浴し、自ら裸形を愧て、一川の人をして、慚愧の服を著けしむるものは、菩薩同事攝の類にあらすや、或云、沙門の用心悔りを外に禦ぐべきに、却て家醜を外に揚げ、甘て獅子身中の虫となり、嘲りを大方に受て、我宗を覆護せざるものは、何の心ぞや、辯して云、若し家醜を覆ひ、非を文て、改めざることは、宗統みすく斷絶に至ん、是をも忍ぶべくんば、何れをか忍ぶべからざらん、議者誠に宗祖獅王の肉を食ふものなり、今吾れ法の爲に身を忘れ、大弊を此の明時に除くものは實に悔りを萬世に禦き、宗を不朽に護するものなり、或云、嗣法は宗門の密事、外

人をして知らしむべからず、今これを官所に披露して、俗家の判断を冀ひ、密事をして敗露にいたり、深法をして浮淺に至らしむるものは、亦何の心ぞや、辨曰、夫れ一代の法を以て、國王大臣に付屬して、末世の惡弊を苦治せんことを乞ふものは如來にあらすや、若し密事と云て、非を以て非を覆ひ、官裁を嫌ふものは、佛勅を嫌ふものなり、且つ宗門の密事、世人陰私底の事に同しからず、このゆへに黙すれども隠れず、語れども露はれず、是れを眞密と云、我今官に申して、弊習を正すときは、密事いよく密にして、議者の知る所にあらざるなり、或云、實に志しあるものは、人々自淑して、師資面授の正規を守るときは可なり、今みだりに一宗の非を揚て、風なきに波を起し、平地に堆を生ずるものなり、何の心ぞや、辨して曰、夫れ佛子の自利を勵むは、他を利するがためなり、今此の弊習の中に在つて、獨り自ら淑すといへども、其の師も弟子も皆弊習の不義に陥るときは、何を獨善の小志を懷ひて、善知識の心操と失ふべけんや、如是諸方の議論是非、一時に鋒起せり、江戸中の、勿論、在々所々まで、此の事誼諱に及ひければ、其の勢ひ自然と兩方に立ち分る、黨弊の者は、伽藍相續の方と呼び、宗權と弄して、強霸の勢を張り、二師の一師印證の方と稱して、古忠と聚て、宗統を正す、兩方の風勢とて小僧喝食に至るまで、かりそめにも同聚せず、互に氣鋒をぞ立ける、譬は彼の漢高項羽が榮陽

成早の間に、兩陣相屯して壁を堅ふし鋒を争ひ、互に智力を戦はしむれども、勝敗いまだ決せざるが如し、其の砌り、僕與四兵衛なるもの、**記師**に供奉して奉行所の門外に立ちやすらひしに、彼方此方の小者ども、出合ひ咄しするを聞けば、皆此の事をぞ申しける、一人の云、今度上方より兩人の老僧來れり、是れ大けいおん坊主と聞へたり、一師印證とやら云ふ、寶物を持し來て、日本中の洞家に有り來れる、伽藍相續の法と潰さんどす、さすが江戸中の歴々達も、此の大けいあんに掛け立られ、以の外に驚顛せらるゝは、一師印證の寶物が、三國相傳の大事ゆへとぞさこへし、此の寶物だに、御吟味の上、御召上げらるゝ時は、兩人の老僧は、島しまの夷まがか、いかゝの御成敗に仰せ付られても、少しも、恨み奉らじと申す由し、彼の道心の様なる大けいあんは、無類の大膽ものぞ申しける、誠に聖人も非常の事を興し玉へば、民始めは疑ふて後には安んずとあるも、けに言理なるかな、

(張) **記師片言破三訣偽**

扱て黨弊の方に、二師の願心少しもゆるがず、益す此の事を謀られしかば、霧露の雨を致すが如く、終には大事に及んことを嫌はれけるが、將た別の思量あるか、ひたすら官家に倚勢し、多く留難を成しける、其の事種々あれども、忌諱多ければ審かに書せず、爰に奥州黒石正法寺は、無底禪師の法窟なりしが、いかなる妖怪か

棲けん、其の靈寶とて室内に秘重する所、曹溪嫡傳の衣、天童淨祖の眞筆十二通の切紙なるものあり、頃日去る方より國主に申し達し、正法寺の住持定山長老を急ぎ江戸に召し出さる、其の意趣は彼の切紙などを證據とし、定山に示し合せ、二師の相手に出して、革弊を拒むとぞ聞へし、左われば、此の沙汰奥州にてさゝやきければ、泰心院の損翁、片月院の柏森、及び存翁等の長老、潜に議し申さるゝは、今二師の願、いと危く見けるに、正法寺よりかくありては、亦いかなる障碍をか成ん、よしや方便して、彼の切紙を寫し取り、二師の内覽に備へ置んとて、やがて栢森とれを抱き、夜を日についで、旅宿へ來り、わずかに、一夜宿りて、立歸へり玉ふ、法を荷ふの心 勤めたりと云べし、十二通の切紙なるもの、目錄をこゝに記して、後照に備ふ、

▲涅槃妙心

附二 道元小僧

宋紹定元年九月一日

天童如淨比丘

▲應器七種爲一 ▲山形 孫子 鐵子 ▲此衣表信 ▲道邊拂子 ▲坐具是般若 ▲作家手中三尺黑虺蛇 ▲微妙法門 ▲向上掃地 ▲目錄 十二通切紙 一分明也云云 一通 白紙也

宋紹定元年九月一日

天童如淨比丘

附與日本道元小僧

又定山の本師なるが、大梅一枝大訥誣と稱するもの、佛祖正傳三物辨と云へる書を著はせり、亦是野于鳴なり、後鑿のために、其中の要言を記せり

或問云、**正山**梅峯両師の云、吾宗の嗣法三百年來錯乱すと、若し如^{ナラ}是、今時の正嗣何れの處よりか紹^ス來る、答て云、如^ニ彼師、罵^ス三百年來祖^ノ父、爲^ニ畜中畜、噫、證^ニ父ノ攘羊^ヲ、俗猶不^レ爲^レ直^{ナリト}、况んや罵辱をや哉、彼師の所、^レ阿^ス者、取り紹と與^ニ重嗣^一也、如^ニ吾^ガ參學^ノ、絲毫未^レ曾^レ錯乱^セ也的^シ矣、我開山無底不幸^ニ而先^ニ峨山師^ニ五年、無^レ嗣寂、我山師悲^{シテ}正統^ノ之斷^レ、囑^{シテ}月泉曰、我今依^テ七佛法壽^ノ之儀、教^ニ汝再^ニ嗣^ニ續^セ于無底^ニ、云云、蓋^シ是本朝取^リ續重嗣^ノ之權輿^{ナル}者^ガ乎竊^ニ惟彼^ノ七佛^ノ之儀^者、世尊昔日於^ニ優婆羅樹下^ノ室^ニ、連^ニ七佛^ノ名字^ヲ、教^ニ迦葉^ヲ面授^セ、是便御大事^ノ儀式也、到^リ者裏^ニ、若^ク取^リ紹^テ曰、^レ錯^リ、迦葉已^ニ錯^リ、重嗣曰、錯^リ、迦葉已^ニ錯^リ、局^ニ一師印證^ニ、迦葉但^テ紹^テ世尊^ニ、不^レ面^ニ授^セ七佛^ニ、不^レ依^テ世尊^ノ取紹^ニ、阻^リ、劫^テ迦葉如何^カ見^ニ七佛^ニ、又問月泉昔日不^レ見^ニ無底^ヲ、如何^ニ通^シ血脈^ヲ耶、答云、峨山已^ニ與^ニ無底^ニ、有^ニ合血^ノ之儀、峨山血脈、貫^ニ通^シ無底^ノ皮肉骨髓^ニ、無底血脈、貫^ニ通^シ峨山^ノ皮肉骨髓^ニ、師

資合體、證契即通、是故、無底東沒、則峨山西湧^シ、而無底^ノ面目、今以^ニ無底^ノ面目^一、與^ニ月泉^ニ合面^ニ撞著^シ、間^ニ不^レ容^レ髮^ヲ、通^シ血脈^ヲ了、云云、故^ニ我^ガ屋裏^ノ人^一、月泉滅後、以^ニ正嫡^ノ人^一、作^ニ指南師^一、拜塔傳法^ス者得^ニ若干^ヲ、吾^ガ室^ニ謂^ニ之^ニ拜塔指南式^一、又問云、伽藍相續^ノ濫賜、有^ニ其^ノ證^ニ麼、答云、從^ニ永平^一六傳至^ニ無底^一、法屬^シ人^ニ不^レ留^テ伽藍^ニ無底^ニ沒^テ留^テ正法寺^者、我山家訓也、擬^ニ彼^ノ六代傳衣留^ニ曹溪^ニ也、如^ニ無底^一、已^ニ得^ニ永平^一六代^ノ正統^ヲ、我山門下最初^ニ創^ニ伽藍^一、雖^レ然^ト、臨^ニ滅度^ニ、無^レ堪^ニ嗣承^ノ機^者、於^ニ是在^ニ附^テ伽藍^ニ待^テ其^ノ人^一、我山知^リ有^ニ其^ノ眼目^一、選^ニ月泉^ヲ令^ニ嗣承^一、實^ニ自^レ非^ニ峨山^一、誰^カ知^ニ無底^ノ眼目^一、殆^レ哉、蓋^シ以^ニ永平^一源流、漸^テ至^ニ峨山^一、枝派流^ニ注^ス于天下^ニ、始^ニ彼^ノ峨山^一者、豈不^レ成^ニ天下^ノ龜鑒^一哉、依^テ之^ニ諸派自然^ニ成^テ伽藍相續^一來乎、可^レ謂^ニ一人傳^ニ虛^一、千人證^ニ實^一矣、

定山右の切紙祕訣等を披露し、又獅子一吼集と云へる書を作て、洞門劇譚と折しき二師の所論を吼破せんとす、黨弊の面々つらくこれを披覽ありて、かゝる古代の眞證あれば、二師の異見いよく立がたしとて、己に公界に沙汰あらんとす、此の砌御老中豊後の守殿の執事三澤氏なるもの、潜に此の事を聞て、心うく思われけん旅寓に來て尋問せり、**正師**笑て云、御邊必ず心を安んし玉へ、たとひ定山虎威を

借つて、猛威を振ふとも何ぞ吾が一毛を損すべきぞ、且つ其の天童の眞筆なるもの若し官衙に出ては、吾が片言の下にて破却せんこと、必せりと、の玉へば、三澤氏さては其の切紙の、紛はしきものに候や、若しばう書の沙汰に及べば、ゆゑしき大事に候、先づ御料簡ありたく候とぞ申されける、時に元祿十五年の冬なりしが、二師共に偈を作り玉へば、江戸中にぞ傳へける、

覽東奥某寺室内切紙十二通

△杜撰、偽文十二通

是猶汚染須ニ華劈

△堪、笑フニ黒頭、鈍裸蟲

三人室内親、爲レ證

△誣ニ、邪ニ、天童、與ニ永平

焉、懸ニ官法、大圓鏡

△狐抱ニ、狐符ニ、假ニ虎威

豈ニ無ニ哮吼一聲、日

△大朱紹定第一年

誠ニ思、滅後兩ニ經月

一張、白紙在、其、中

莫、負、永平、空手翁

吐、無義、語、託、天童

龜、龍、易、名、蒙、引、蒙

一、精、作、引、衆、精

妖、魅、面、前、照、本、形

驕、驕、乘、勝、更、欺、獅

正、是、魂、飛、膽、喪、時

長、翁、遷、化、孟、秋、天

豈、有、和、文、十二、篇

此の砌り金地院の役者見西堂、記師の旅寓へ出入し玉ひしが、一日來て侍僧に語て云、今日奉行所の大寄合へ出て候得ば、洞家の關三寺江戸三寺も出玉へり、やがて近付に成り、徐ろに尋申しけるは、吾派にては面白ひ事とて、祖師の古筆を見習ひあへり、御一派にも、先祖の眞蹟をば、能く目利し玉はん、夫れに付、此の間天童如淨の御眞筆なるが、三田へ入り給ふと承る、定て正筆にてあるべければ、拜覽いたしたく候ふと申せば、大中寺は不平の氣しきにておはせしが、青松寺の申されけるは、鹹に左様にそろされども信疑半ばあるものにて候、其の中少々和文もまじはるやうに覺へ候との玉ふゆへ、いや其れも苦しかるまじく候、此の頃淨土宗の上人好んで古筆を聚るに、釋迦の眞筆の手紙を得たり、其の手紙の面てにい、前夜より風氣に候ふまゝ、藥り一帖可給候、耆婆殿參いる、釋迦よりとて、越前奉書に書き判してある、慥かなる眞筆とぞ申せば、天童の墨蹟に和文の雜りたるも、有るまいもので、なかるべしと申ければ、皆々苦笑をしてればせしとぞ語り給ふ、此れ一時の戲言に似たりといへども、他派の名稱まで、師の願力を護念し玉ふ、微意豈に記るさゝるべけんや、去る程に定山もいかゞ思ひ給ひけん、此の事沙汰なしにせられける、折ふし隨意會を企て、願ひければ、事故なく許容ありて、歸國せるとなり、時に妙心寺の長老桂林仙臺の瑞鳳寺に住し玉ふ彼の一吼集を見て、辨解の書を

著はせり、此桂林は二師未相見なれども、遠く書簡と添へて、これを送らる其の後伊勢寺の長老洞白、これを板行し玉へり、又其の後城州の白蓋と云へる長老、正法寺の末院に住せり、時に定山より一吼集を普爲聽すべしと觸れ廻しければ、白蓋彼の妖怪の行ひるゝと傷みて、寺と打捨て、江戸にのほり、御奉行本多彈正殿に訴へければ、やがて定山を召れ、御吟味の上、御條目并に家訓に違背の書たれば定山誤り書を指し上、殊に三寺の奥印を御取ありて、早速滅板流布停止し玉ふ、奥州へ別して、三寺より廻狀を以て、嚴禁せらる、此の定山は曾て正師に親近せる人なるがいかゞして誤りなん、かく妄議を企てらる且つ無底月泉同く義山に嗣て、二十五哲の數に入、總持の住山記に記しありて、終に取り紹重嗣せざること、分明に證據あり、其の上奥羽の間に、月泉派の師學、今多流傳せり、其の嗣書を見るに、峩山月泉と聯ねて、無底の滅後、峩山月泉として、無底の塔を拜して、傳法せしむと云ことを見す、然るに延寶傳燈錄には、月泉を系けて、無底の嗣となし、右の妄議を載せ置けり、是れ正法寺より傳ふる所、室内中古の野干鳴にして、他派の還述貫るに足らざるなり、總じて箇様の群議を闢んために、梅老は林丘客話を製し、正師の洞門衣柳を著はして、時の病を救ひ、家訓を主張し玉へり、

(卷) 王臣嚮々、徳護正法

爰に禪教の宗匠、王臣宰官の風を暮ひ、道を訪ひて、革弊の大願に與力し玉ふ、護法の芳脚、こゝに記して忘すとかや、

天台座主輪王寺一品公辦法親王

天台院家大保福寺兼善光寺慶連上人

天台院家東叡山中淨智院

眞言宗江戸護持院僧正

同 江戸 覺玄律師

淨土宗江戸増上寺僧正

同 江戸増上寺隱居雲臥大僧正

同 増上念佛堂主心殿上人

禪門 僧録前南禪見住金地院

金地西堂晦堂禪晃禪師

金地西堂大川宗達禪師

金地寮元宗悅首座

前建長雲門菴劉室宗安禪師

下野州足利淨徳寺漱石玄英禪師

前大德江戸東海寺大雲禪師
前大德江戸廣德寺雲崑禪師
前妙心江戸濟松寺湘山禪師
前妙心江戸東漸寺
前妙心江戸天澤寺
前妙心奧州瑞鳳寺桂林崇琛禪師
前妙心鹿島根本寺佛頂禪師
妙心、第一座盤泉禪師
天龍、西堂臨川寺宗章禪師
樂門、錄司紫雲山瑞聖寺廓山禪師
加越、能三州侯宰相菅原利常大居士
會津侯少將松平肥後、守源正容無著大居士
水戶府、分地侍從松平筑後、守
筑前侯侍從兼肥前、守黑田綱政大居士
前筑前侯侍從右衛門、尉黑田宗真大居士
筑前能方侯黑田伊勢、守

新庄安藝、守

關老忍城侯阿部豐後、守正武大居士
祠部忍城侯阿部飛彈、守正喬大居士
京極兵部太輔無生大居士
大井新右衛門
平井四良右衛門秋山居士
山角藤兵衛定賢居士
加州本多安房、守道機居士
加州本多圖書道逸居士
加州玉井勘解由道常居士
筑前立花五良左衛門實山居士
豐後、守執事三澤吉左衛門辰庸居士
同 執事石山嘉右衛門破夢居士
同 家臣酒井又左衛門曉山居士
同 家臣酒井又十良浩山居士
飛彈、守執事矢田源之丞義純居士

同 執事山本勝右衛門賴寛居士

大道寺一葉軒主幽殘處士

古後氏善太夫粹翁處士

細井氏次良太夫知慎處士

佐枝政進處士

木股條鐵處士

加州中田氏庄三良長主靜家居士

江戸夏目氏八良右衛門義門居士

右の王臣細素の素より正法扶持の力ありければ、二師の願輪を陰翊し玉ふこと淺からず、中にも輪王法親王は、曾て正師の東林鏢を御覽ありて、御威斜めならず、折り節此の願を聞こし召され、正統と隨喜し玉ふ、因に二師を殿に召され、遇禮特に瀝かりける、又大保福寺、淨智院は、篤く正師を供養し玉ひて、五日十日款留あり、又護持増上東海廣徳、及び妙心派の四箇寺紫雲山、何も常に正師を欽待し玉ひて交游殊に淺からず、又金地の晃西堂は、聰明絶倫僧録の事を司り玉ひしが、正師と景慕して、問法の縁深かりける、又濟松寺は妙心派下の甲刹たるが、數多の因縁ある大名家をば、自身巡られ此の事の邪正を告げおかる、又劉室佛頂は濟下の名

宿にて、王臣の爲に重んぜらる、二人尤も此事を扶堅し玉ふ、又加賀宰相公には、總持寺寶圓寺芳春院の出府に付、此の一義を明細に聞召し、正統を扶護し玉ふ、又會津の少將公始め諸侯郷士、各々道を慕ふて、弟子の禮を執り玉ふ、中にも無生居士は梅老を崇待し、法義を荷ひ玉へり、又實山居士は、折ふし邦君に従て在府しければ、内外なく荷擔せらる、又三澤、矢田、石山、山本等は、表向親近はなかりしかども、皆參禪の志ありて、法の邪正を議定せらる、又古後細井等は、時の遊士にて名、諸侯に知られけるが、正師の僑居に相詰て、事の評論に預かりける、又中田夏目の二氏は、實信の人にて正師に供給すること倦ず、僑居の辨用は、多く彼の所施なり右の外に他國の法縁同志中より、或は自身省訪し、或は專使を馳せて、前後此事を問訊し荷擔せるもの多し、皆護法の賢明と稱すへし

城州興聖寺德隱

加州寶圓寺珠聯

能州芳春院道費

丹州永澤寺朴隱

長崎皓臺寺重關

武州海禪寺石峯

召官 召官 召官 府在 府在 府在 訪特

加州大乘寺密山

越中瑞龍寺央山

加州廣誓寺良隼

薩州福昌寺隆玄

上州長年寺獨澄

羽州瑞雲寺太極

府在 府在 府在 府在 府在 訪特

備中西來寺良高
 攝州伊勢寺洞白
 奥州泰心院損翁
 奥州片月院栢森
 奥州祥雲寺佛光
 越前慈現菴明州
 信州清水寺別峯
 城州禪定寺曹源
 駿州大林寺槐國
 伯州總泉寺慧照
 又大方の老徳遠近の寺院、所願を隨喜し、革弊を陰翊する人々其の數多しといへども、粗一二をしるしはべり、

城州眞成院木橋
 武州集福寺道黒
 參州萬松寺本如
 奥州林泉寺瑞鳳
 總州東昌寺大安
 加州福田菴良悟
 能州東嶺寺乾光
 攝州太平寺大休
 河州清圓寺雪音

丹州法華寺丹嶺
 泉州成合寺愚白
 紀州全龍寺禪山
 丹州南陽寺

濃州妙應寺俊崑
 丹州圓通寺
 丹州徳雲寺
 攝州興禪寺越崑

攝州靈松寺
 攝州大道寺
 大坂禪林寺法輪
 大坂天徳寺萬耕
 大坂月江院
 泉州梅溪寺
 城州神應寺
 京師宗仙寺
 京西永正寺乾海
 筑前金龍寺
 長州太寧寺明山
 石州永明寺玉漢
 參州龍海院香海
 駿州成道寺圓輪
 駿州十輪寺文快
 駿州萬松院

攝州大廣寺
 大坂鳳林寺萬源
 大坂龍海寺潮隨
 大坂栗東寺圓瑞
 泉州蔭涼寺洞外
 三田心月院崑山
 京師慈眼寺大巖
 京師天寧寺
 筑前明光寺鐵相
 筑前安國寺
 石州龍雲寺
 參州長圓寺慧明
 駿州新豐院海印
 駿州靜居寺
 駿州普洞院
 江戸吉祥寺義門

江戸青松寺梅仙

江戸長谷寺孚説

江戸功運寺

江戸國昌寺

江戸妙清寺

江戸大正寺

江戸増林寺

江戸喜運寺圓通

江戸廣學院承天

又梅老の旅寓に供奉して、大義の舉止を論し、薪水の勞を執りて、始終倦める色なきは、彼の二神足なり、

攝州臨南寺珪州後住 神應

又正師の草廬に洒掃周旋せるもの多し、但し時を以て交代して務む、

河州東福寺隱之

尾州道密侍者

信州清水寺別峯

同東堂不肖軒如賢

江戸天龍寺

江戸大圓寺

江戸長昌寺

江戸高林寺恩山

江戸青龍寺

江戸夾山寺

江戸萬昌院寅盛

藏雲慧密侍者後住 興聖

城州源光庵白龍

相州請詢侍者

能州東嶺寺乾光

城州海英侍者
加州穩牛行者

武州潭中侍者
越後三空行者
僕與四兵衛

宗統復古志卷上畢

宗統復古志卷

妙玄龍和尚口授

侍者宗珊筆受

(來) 公門換ハ手ヲ大ニ敲ク關ヲ

去る程に二師は旅窓の佗はしさに、炊キ玉ヲ鑿キ桂ノ營ノみ、はや三年の春秋を送り給ひぬ、爰に初め三僧統の申さるゝ所、けに尤に思われける、志摩守殿内縁ある、某し候の所より、篤く正師を請し、問法などせられしに、不圖物語のありければ、某し候志摩殿へ語りて、正統を諫せらるゝに、又尤にや思ひ玉ひなん、若し重て出訴わらひ、吟味に及ふべしと仰せらる、正師は潜に聞て喜玉ふ、あれども密事なれい、あらはにしかたなく、彼れ此れ心ろを運んで、機を調へ、漸く六月廿一日出訴せんこと密決し玉ふ、然も他の聽に落んことを憚て、唯た何となく志摩守殿の衙に、願書を指出すへき由し、梅老へ計り給ふに、梅老の云、此の事容易謀るへからず、最初飛彈守殿へ願書指出すの時、彼の一言にて事止ぬ、今又其の衙に出んは、石を抱ひて淵に投すとやらん、若し輕る々敷謀り玉は、必ず大事と損ひ玉はんとて、其の

意見を用ひ給はざるも言理なり、（此の言）正師は猶も其の事を漏らし玉はず、空く上訴を止め給ふ、心ろの内こそ本意なけれ、抑も此の事を密談するものは、唯た瑠璃光寺の田翁、並に白龍侍者實山居士のみなり、山居士諫めて云、人心の變化は常になり、今志摩殿實と以て聞入れ玉ふ、此の氣運に乘し給は、必ず志を逐け玉はん、若しこれを捨て玉は、上訴の時節なきに似たり、梅老同志し玉はずんば、師獨り上訴し玉へがしと、言を盡して諫めけれども、師敢て許し玉はず、法運の未到なり、強て論すべからずと、其の心を傷ましめ胸を焦し玉ふこそ道理なれ、時に田翁眩然として涙を流し、起坐して告て云、嗚呼、和尚法の爲に心を盡し、身を任せ玉ふこと、已に三年なり、今日偶に好縁あれども亦障りありて調はず、好しや、此の上は我れ一人院を捨て身を没せば、何の難きことかわらんとて、其の勇爲の壯志憤然として顯れければ、正師は密に換へ手敲關の謀を識し玉ふ、折りふし眞成院の木橋、伊勢寺の洞白の二老、はるく東に下り、二師の旅況を訪はれければ、正師限りなく喜ひ玉ひて、偈を作れり其の偈に云、

爲_レ法、東來各出_レ山
相逢_レ品字笑談密

公門換_レ手欲_レ敲_レ關
不_レ許_レ別人_レ窺_レ此間

(署) 田翁獨認_レ于官府

時に元祿十五年十月廿四日、田翁獨身俄に官府に噉訴せらる、其の訴狀に云く

乍_レ恐_レ書付を以、御訟訴

相手 關東三箇寺

飯倉町 瑠璃光寺

禪宗洞家傳法亂嗣邪正之出入

一 九年前戊春、松平美濃守様迄、御講談拜聞之儀奉願、閏五月廿七日、拜聞被_レ仰付、誠以泰平之仁徳、佛法之功徳、和合交通之 御惠、重疊冥加之至、難有仕合奉_レ存候、當日周易泰之卦、御講談、文才之爲而者無_レ之、本務未治君子道長小人道消、僧俗面々家業勵、夫々分上否泰之道理有_レ之訣、上意之趣、乍_レ恐銘_レ心肝難有奉_レ存、偏無他事志_レ以、洞家家業之隨一、常法幢、於拙寺別段如法執行仕度願_レ之、書付、六年前丑春、山三箇寺迄願出、永平寺江内意申遣當住本祝和尚尤被_レ存、彌願候様被_レ申越候得共、山三箇寺不_レ被_レ致_レ納得、相止候様與被_レ申、御奉行所江取次無_レ之候、其刻上方筋、洞家中興之老僧、玄光_レ山より宗門亂嗣向後正敷、仕度趣、代僧_レ以、山三箇寺迄、願越_レ被_レ申候、三寺より石門與申長老、右之代僧江返事挨拶、拙僧一座而承_レ之、尤傳法者、家業之根本、常法會茂枝葉之儀、如何程、枝葉結構、仕候而茂其本亂候而者、證茂無_レ之候、先_レ枝葉指置老僧衆江致_レ合

體之本務候様相勵可申訣。御講釋之刻、本經本義專被爲遊候、生知、之程迄、彌忝奉存合、拜聞以來、年月若干之心操以、存企候、常法會之願、三箇寺被申候通、早速相止、内々老僧衆江申通得共、洞家之法運、否塞之時節、殊遠方相隔、旁不任取存、四年以前卯、秋永平寺交代之節、拙僧上京仕、右之老僧中江面談仕、斷續、廢起、正法興隆當、御代不可過、就中拙僧奉拜聞、上意之趣、常々不奉忘、難有奉存心操以、委細相語合、申候、老僧衆不淺奉感實難有、上意之趣、慥傳奉承知、前代未聞之御仁政、然者此、時東國江罷下、大明之餘光於奉仰、宗門之乱嗣、向後相改、一嗣不易之本義相立候様、可奉願好時節、一入難有被奉存永平寺在京之宿所江、拙僧一同相見仕、記山老僧願之所存、當永平寺江、委細被致直談、總持寺江、梅峰老僧被申通、三年前辰、夏六月初、及、七十候、老僧梅峰記山御當地江被致下著候、其節二箇寺歸山、大中寺在府早々拙僧迄、陽玄與申、長老、使僧差越、同月十一日、自身見舞、兩老僧江終日相對、其身一人者、納得之旨、被申候、其、後老僧衆、七月十六日、同、廿三日、八月三日、三箇寺列座江、宗門乱嗣、自今以後相改候様、三寺之了簡願、入候、差支之儀御座候者、三寺御奉行所江被願上、聖代御一統之御威光、奉仰、人々本法罷成度、

候、與、再三被申入候得共、三箇寺一圓不被致納得、剩於此、願者、誰人幾度申出候共、添手紙堅、不相成候最早三箇寺致相談、先月廿七日、御奉行所江添狀不仕趣、相達、置候何方江被訴、出候共、此方江届不及、勝手次第被致候得、與、無會釋被申放候、其、日拙僧別之出入付、三寺會席江懸、前後之挨拶、承之候、右、趣故、老僧衆不及、是非御奉行所江願出候得共、三寺之添狀無之故、御取上不被遊、老僧衆餘無本意奉存、三年已來、御當地相詰罷在、殊更今年者、元祖永平和尙、四百五十年之遠忌、相當中候得者、何、三寺納得之首尾茂可有之哉、與、様々被致心遣候得共、會而三寺納得之首尾茂無之、今年最早空敷相過、餘命茂無之老僧衆、勿論拙僧其外、宗門志有之者共、重々敷敷奉存候、依之此度出入發起之趣、難默止、乍恐御訴訟申上候、所詮唯今之洞家、家業於懈、勢利貪嗣法之規式相乱、禪宗直示之本意失、元祖永平之家訓於不守、護伽藍相續號、利欲之爲、忘師恩之本嗣法師拾、幾度茂法嗣替、此等而已存候、不孝不義之風俗、元和年中、洞家一宗江被爲下置候、諸法度、御朱印之面條々相背、元祿年中、忠孝於屬、人之風俗慎、志正敷行跡相嗜候得與、每々被爲仰出候、御政道相背、世間世外之不届、不過之奉存候、自今以後、御條目之通、永平、

之家訓、堅相守、嗣法正敷羅成候者、次第宗門之公事諍論、本末之違乱致減少、本寺諸僧録之支配差支申儀、出來仕問敷候、近來諍論等多有之候事者、本寺僧録始御條目違背仕、永平之家訓不相守、可爲世間之重寶、出家之身忘、家業懈、其本乱候故支配之末々難治、訣奉存候、其訣者口上以可申上候、仰願者双方被召出、委細御尋紛敷儀御座候者、對訣被仰付御吟味之上、自今以後、洞家出世之面々、御朱印御條目之通、永平之家訓堅相守、出世推舉狀之嗣法師以、一生不易、大小之寺院如法交通仕、末々迄上意之趣奉畏、僧家之家業於屬人々本務、永々嗣法之一件三國傳來、佛祖之規式相叶申候様奉仰、御慈悲之御下知候、以上

元祿十五年壬午十月廿四日

瑠璃光寺 田翁 印

寺社御奉行所

御役人中

田翁右の書付を捧て、終日罪を僧録に俟つ所に、御奉行飛彈守殿其の兩執事、山本勝右衛門矢田源之丞に命して、先づ訴狀を預かりおくべしと、仰せ渡さる、田翁是より百餘日の間、暴風大雨といへども、官衙に至らずと云ことなし、思ふに田

翁僧統に違し、公儀を犯せる、其の身の危きこと累卵の如しといへども、法のため
に忘せるなるべし、其の出訴の日、正師より使を馳せて、心經を贈らる、田翁偈を
以て申謝せらる

昔元祿壬午之小春廿四、田翁因事將出官衙、而東方未白、禮誦之因、
自從淺草寺之邊、正山和尚之寓居、俄馳專使、辱惠手書、之般若心經
一卷、以表護法之丹誠、而使田翁護身也、嗚呼後昆應見善知識之
心操也、豈等彼行賄賂、權勢欲、以非爲理之凡僧耶、田翁捧讀
一過、不知所謝、幸見書及、萬般存此、道一味信、前縁之古語於
表紙、卒然作偈、以上謝云
願得摩訶般若船、逆風把柁信前縁、訴陳行履若相問、九九元來十八
天

正師右の來韻に依て、酬答せらる偈數首あり、其の一に云、

武城金峯瑠璃光主人田翁甫公元祿甲戌閏五月二十七日嘗陪、神府大君、之講
筵、親聽周易泰卦之大意、深感其有僧俗面面、務本而厲業、則其
道自然、上下交通之鼎言、銘心不忘焉、者回代于老衲等之欲、革
宗門濫嗣之流弊、以復佛祖道統之大本之大願、而壬午十月廿四、捧口

詞於官衙、仰待^ニ官裁^ヲ、耿耿^ニ赤心、恰似^シ申包胥^ノ之不^レ食、不^レ息、悲^シ泣^ス于泰庭^ニ也、乃作^レ偈投^ニ老衲^ニ、老衲把玩、感^テ而和^ス焉、唱和往來、至於十一月四日一陽來復^ノ之佳辰^ニ、互^ニ得^ニ一十餘篇^ヲ、篇篇寫^ニ志^ノ之所^ニ之^ヲ、句句述^ニ事^ノ所^ニ在^ノ、不^レ管^ニ傍觀^ノ之不^レ易^ニ解^レ、併祝^ニ法運^ノ之回復上下^ノ之交泰^ニ者、敢^テ請^フ龍天鑑^ミ焉

風^ハ負^ヒ鵬^ヲ兮水^ハ負^フ船^ヲ喜^フ公^カ督^ヲ荷^ヲコト、大因緣^ニ法門^ノ通塞否成^ニ泰^ト天地忽看^ニ變^ス地天^ト

田翁長老荷法の壯志、かくありけるが、其の老父是心居士も、亦まれかの人なりける、田翁もと孝行ありて、十餘里なる相州の郷里へ、月ごとに省觀し玉ひしが、此の度の出訴に身と任せければ、いかなる官の責めにも逢ひ、人なき島へも棄られん、計りがたければ、先づ父に暇乞はでは叶ふまじとて、みそか^ニ往^テ語り玉へは、八十有五なる老翁の、やがて大床の上に起き上り、田翁をはたどらみ、嗚呼我れ御邊に箇程の大志あらんこと、今日まで知らざることを、凡眼のあさましさよ、夫れ人として一死あらざと云ことなし、士は國の爲に死し、僧は法の爲に死するを本意なれ、吾れ苟も世にながらへて、聊も補ひなきことを恨みけるに、今ま御邊能く寺を捨て身を棄て、有識に與力して、正法を左祖し玉はら、吾れ今日死すとい

へども、尙生るがごとし、うれしくもかく大願を發し玉ふこと、我子ながらも崇とやとて、兩の掌を合せて、三回ひ田翁を拜みて、又告げるは、御邊すてに法の爲に身を捨て玉へは、せめて今宵は我菴に宿せしめ、今生の名むりをも惜むべけれどもかゝる大願を企ては、片時を争ふ古聖の教へなれば、これより疾々御歸り、父が喜ひを^レ和尙にも語り玉へがし、所詮、佛祖の正法に枕らして、打ち死にと心得玉ふべし、あひかまへて老たる父に心おくれて、不覺の働きを見せ玉ふことなかれ、御邊が父の爲にする、今生後生の孝養、いづれがこれに過ぐべきとて、鶴の杖にすがりて、門外に見送り、老眼に涙をそそぎて、是れ老父、御邊が門出を祝ひ喜ぶなりとて、さめくと啼き笑をぞせられける、昔し王陵が母の刃にかゝりて、其の子の漢庭に仕へんことを勧め、除庶が母は劍に伏して、其の子の曹操に降ることを諫む、今ま此の老父は啼笑をいたして、其の子の護法の志を勵ます、古今生死世出世の差ひありといへども、其の子を導く嚴訓、いつれもたふどかるべし、去る程に田翁父の切なる諫めをうけて、一入英氣をましたまふ、未の年所願成立の日までも老父恙がなかりければ、さこそ互に亦喜ひ啼をもし玉ふらめ、夫れ田翁の世にも出世にも、いみじき孝養は、末の世までもかゝみなるべし、

(往) 官始^テ垂^テ手詰^ニ源委^ト

時に元祿十六年癸未の春、二月十八日、寺社御奉行御寄合江、瑠璃光寺田翁長老と
召し出し、飛彈守殿告て云梅峯山、出訴の砌り三役寺より、取上なきよふに相願
ふゆへ、其の意に任せ候、去年以來其の方身をすて、兩老に代り候存念、閉扇ぬる
ゆへ、取上げ吟味申すべく候、本望に存すべくを、是れまで役人共へ存念申した
るよしに候とも、此の後は直に一々聞き候ま、本寺役寺へ少しも遠慮に存せず、
傳法の邪正心ろ一盃に申すべく候と、仰せ渡さる、二師も田翁も忝さに耐へかね、
只た感涙を濺きたまふ、爰に田翁漸く許謁を蒙り、頓首して官衙に白して云、夫れ
吾か釋尊、昔し佛法を以て國王大臣に付属し玉ふものは、末世其の徒の弊を徹見し
玉ふことあればなり、亦吾元祖正法眼藏圖書面授等の卷を著し玉ふことは、今日の
頑弊を徹視し玉ふことあればなり、宗門幸に正保の御給旨を賜り、元和の御下
知と蒙ることあるときは、蓋し元祖、護宗を以て、我か國王大臣に付囑して、猶
今日に待つ所あるがごとし、すでに此れ佛祖の徒なるときは、其の宗の弊を革めん
と欲せんに、豈に宜く官衙に訟へずして、自ら非類に墮つべけんや、願くは官衙
其の潜越の罪を許し玉ひて、以て官聽を垂れ玉へ、今弊習の吾人は、給命を仰かず
下知を違背し、永平の家訓を守らず、總持の規矩に従はず、院に因て師と易へ、狗
子に一類して、耻辱を知らず、卻て其の非を飾る、夫れ家訓と云ひ規矩と云ひ、給

旨と云ひ、條目と云ひ、此の中一隅を取るときは、三隅全からざるなり、今弊習
の吾人も、亦率士の民なり、若しこれを制し玉ひざるときは、普天の下、凡そ四民
の法度、何を以てか行れんや、官士莞爾として難して云、四民の法度は長老に問は
す、宗弊の革めがたきをいかんせん、答て云、何とて宗弊と革るに限り申すべし、
世外の閑人といへども、何と國家の忠義を運ひ申さらん、四民の法度に從はざる
を畏るゆへんは、彼の弊習の風俗の人を移すことを憂るかためなり、官士愕然と
して云、其れ是れ諺にいわゆる、探耳而狹鼻と云にあらざるや、答て云、先民も
詢三千芻蕘と云へり、人を以て言を廢て玉はざるときは、言たどひ文ならずとい
へども、必ずや名を正さんか、抑も夫れ天主教は、國家の大禁にて、緊しく邪宗を
制し玉ふゆへ、日本國中、一民の佛法に歸依せざるものあることなし、たゞ曹洞一
宗にも、若干の寺院ありて、國主城主大夫士庶、幾く千萬の檀越、宗門を師とし敬
ぶの人、凡そ日本の四民これを總ぶるに、十が六に充り候んか、其の歸依を受る寺
主院主、悉く是弊習の輩なり、此の輩禮義廉耻を存せず、師を易へ法を乱る、己れ
が欲する所を以て、人に施すとき檀越を引化して、禽獸の域に導く、檀越もどよ
り弊習の輩に從へば、覺へず漸化して、孝悌忠信を失ふときは、孟子のいわゆる、
邪說亂民、充塞仁義也、仁義充塞、則率獸食人、人將相食、吾

爲之懼也、あゝ懼るべく驚くべきこと、揚墨をしも云んや、今是を差置て圖り玉はざるべきは、其れ殆んど國家の大患に至んか、傳に曰、重門、擊折以、待、暴客、蓋、取諸、豫と云へり、今、我輩夙く革弊の一端を宗門に著るとさひ、黨弊の輩をして、先づ禮義廉耻を知らしむるなり、猶世の良馬、鞭影を見て、行くが如し還て檀越をして、孝悌忠信に率ひ、身體力行せしむるときは、我輩私かに國家の爲に、敢て務めて擊折して、以て國家治平の基ひを萬世に堅固ならしむることを祈るなり、たどひ不肖の身と云へども、豈に其の志を卷て時を失ふべけんや、此れ仁に當て譲らず、身を革弊に致して、護法の大恩を無窮に報し奉るゆへんあり

官難に云、元祖の家訓とはいかん、答て云元祖正法眼藏面授の卷にいわゆる、一佛一祖一師一弟子といへども、相ひ面授せざるものは、佛々祖々にあらず、一世といへども師を見ざるものは、弟子にあらず、又住山の卷に今大宋國住持と稱する輩間支院に因て嗣を易ふるものあり、憐ひし佛祖の法正傳せざることを、是れ畜生なり、一類の狗子なり、知識にあらず、豈に僧位にまじえんや、是れ乃一師印證師資面授、佛祖の正規、永平の家訓なり、權現様御條目に云、嗣法了畢、之僧侶經三十五年之臘、以嗣法師之推舉狀致轉衣、本寺之住持職可相勸、日本曹洞下寺院、如先規可守本寺之家訓事、これに依て今宗門出世の僧、嗣法師の

推舉狀を以て、敢請に應じ、兩本山に住すといへども、嗣法を易へざるは、全く家訓の遺法、御條目の御威光ありかたきことにそと、然るに其の獨住處に至ては、嗣法を易へ代付を恣にして、宗門の作法と成行さ候、畢竟名利を思ふより、自然と法に背くの不義を覺へず、打暮し申すにて候、

官難に云、總持寺の規矩とはいかん、答て云總持總鑑曰、笠山嗣法之門人、盡未來際、以當山爲本寺、勤輪番之住持、可奉新、實祚長久矣、又曰、於向後、可守當寺之規矩、これに因て、今に至るまで三百八十年、諸國の末寺より次第を以て、彼の五院に住すといへども、嗣法を易へず、五院より又本寺に住すといへども、亦嗣法と易へず、是即一師不易の規矩なり、是の故に、嗣法を易へずして住院し、住する所ごとに牌を立てるときは、御條目に遵て、本寺の掟を守るにて候、諸末寺誰か敢て新條例と申すへき、古法に復するを以てのゆへに、

官難に云、總持寺の輪番所なり、このゆへに、一師不易の規矩ありといへども、末山敢て守るに足らずとするか、答て云、前住輪番住と云ときは、苦勞の想を作し、當住獨住と云ときは、歡喜の想を作す、理に依らず、法に依らず、甚た是れ愚なり前住と當住と、豈に寸地を隔んや、一年と多年と、等く是れ輪番なり、諸佛如來といへども、過現未來番々出世と言ふ、乃至盡十方を徧觀するに、是れ輪番ならざる

ものあることなし、すでに官衙も執事も、時々の輪番にあらずや、然るに總持の輪番のみ、何と本寺の想と作さるべけんや、殊に正保二年、

後光明帝より、元和年中武家の下知を守り、先規に任すべき、
敕宣を總持寺に成し下さるゝときは、誰かこれを敬遵せざらんや、

官難に云、本寺住は、或は一日、或は一月、或は一年なり、是故に嗣法を易へざるか、答て云不なり、必ず院に因て嗣を易ふべき時は、たとひ一日といへども嗣を易ふべし、亦院に因て嗣を易ふべからざるときは、たとひ百年といへども嗣を易ふべからず、且つ夫れ本寺住持職の一日は、尋常の百年よりも、尊貴なるべし、いかに

となれば、
敕請に應ずるを以てのゆへに、盡未來際前住と稱せり、此の時向を嗣を易へず、更に何の日か易ふべき、

官難に云、因_レ院易_レ嗣の道理なれども、本寺と五院とは、法服なきを以てのゆへに、嗣を易へざるか、答云夫れ法服を寺に傳ふべき道理に候はし、總本寺にして

大伽藍なり、決して相續の寺法あるべし、今も總本寺にして寺法の法服なき時は、日本の諸末寺、亦何れの處よりか、寺法の法服を傳來るや、何と佛祖の大法にして

菟_レ絲_レの如くなることあらんや、
且つ夫れ法は必ず人に依て弘まる、人なき時は止む、豈に伽藍に付し、木石に託するの道理あらんや、是故に唐土の名山、我朝の

大刹にも、其の寺繁昌すといへども、其の開山の法系相續せざるもの多し、何んとなれば、法の人在て伽藍に附かざればなり、蓋し佛にも法住の久近あり、斷續の時數あり、南泉趙州すら、猶を法系を斷せり、況んや其の餘をや、このゆへに、明者の因縁を觀して惑はず、然るに法脈を伽藍に付て、相續不斷なりと樂むは、たとへば木偶人を立て、我家代々眞の父なりと仰て、我を生める血肉の父をは棄るか如し、
吁愚なるかな、今歷々と稱するもの何ぞ此の理と知らざらんや、耳を掩て鈴を偷むと謂つへし

官難に云伽藍相續とは、何に因て謂ふや、答云、此れいわゆる、巧言乱_レ徳、文_レ過_レの浮詞なり、若し官鏡明かに照し玉はば、何ぞ此の好言を容んや、方に今宗門衰ふといへども、凡そ師表たるものは、勤て革弊を願ひ申すべし、何ぞ其の衰を幸として、因果を顧みず、暫時の人欲を禁_レるために、萬劫の畜報を怕_レれざるや、
吁狼藉たるかな、嗣を易るの不信なり、家訓に背くは不孝なり、
御條目を犯すは不忠あり
規矩に違ふは無禮なり、
陷_レ己は不智なり、
累_レ人は不仁なり、
文_レ過_レは不義なり
これに因てこれを論ずれば、人道すら未だ成せず、いかに況んや佛道をや、宜へなるかな、昔し元祖、今日と掌に指して、狗子の誠を遺し玉へり、官衙聞知り玉はざるときはやんなん、聞知り玉ふことありて、これを制し玉いざるときは、官衙自ら

官法に背き玉へり、宗門亦これをいかんとも、することなきのみ、
 官難に云、一類の狗子とは、元祖の遺誠といへども、すでに甚しからずや、答云不
 なり、孟子いわずや、人、之所_レ以_テ異_ニ於禽獸_ニ者幾_ク希_キ、庶民、去_レ之、君子存_レ
 之、梵網經曰、是、惡人輩、不_レ受_ニ佛戒_ニ、名、爲_ニ畜生_ニ、名、爲_ニ外道_ニ、夫れ佛法
 は三世に通し、四句を具す、故に因中説果と云ふ、院に因て嗣を易ふるものは、其
 の本を略して、其の末を貪る、故に權と買ふて珠を還すか如く、亦首を斷て以て冠
 に易へ、身を殺して以て衣に易るに似たり、愚にあらざるるときは狂なり、愚癡の因
 を以て、畜生の果を感ずへし、故に元祖甚大の家訓に違はずして、末世貪婪の惡弊
 に黨するは、誠に狂にあらざるるときは愚なり、嗚呼、自己未だ狂狗子の類を離るゝこ
 とあたはずして、卻て口を引導師に糊_ル、悲ひかな、仰願くは、吾か本山僧統を一
 は正源に復することを乞ふ、至禱至禱
 爰に三月廿七日、御奉行の列席へ、梅_二二師を召出され、飛彈守殿告て曰、去ぬる
 冬より田翁が訴ふる所を聞て、審に汝兩老僧の願、たゞ法の爲にして、身の爲にせ
 ざることを知る、こゝを以て宜しく其の旨を聞て、吟味を遂くへしと仰せ渡さる、
 二師深く謝して退さぬ、其の心、誠に枯木重て花を著け、盤雷再び轟くが如し、

官難に云、兩老痛く法弊を革めんことを願へるか、是まで興隆大乘に住し來るは、
 正統にし來れるや、亦弊惡を行ひ來るや、凡そ他の非を改るには、先づ其身を正ふ
 すと云はずや、時に_二正師進て申さく、誠に仰せの通り、兩人古本寺に住し候へば、
 飽まで此の弊を執行以來り候ゆへ、申さは兩人は、弊惡の頭取り、至極の罪本にて
 正法の御苦治遁るところなく候、唯た自らの過ちを悔ふるより、天下一宗の罪を嘆
 しく存し候、いかにも大護法の威力を以て、此大弊を改め、人々正法に立歸り候は
 べ、先祖の満足、後昆の多幸、何事かこれにまさり候はんと申されければ、さすか
 知禱の直語なりとぞ感し玉ふ、
 官難云、宗門已に弊に習ふこと久し、久しきときは變じかたし、今これを革るは
 革めざるにまさらんか、答て云、願くは譬諭を説て、此の義を明さん、たとへば河
 水の汎濫して、田畑を害する時、折り節し郡り方事多して、連年捨ておかれしゆへ
 横流日につのりて、其の禍ひ都城に及んとす、此の時一人ありて申して云、如_レ是
 の水、今治め玉はずんば、恐くは都城も危ふからん、然あれども此の水の横流す
 ること、數十年なれば、柱なりにもかくわたり來る、今これを正ふせんとせば、其
 の騒動斜めならずとて、一時の姑息を樂んで、捨ておかんとしける所に、一の智臣
 ありて、いやしく、其の水一旦都城に及ては、後悔も詮なしとて、急ぎ官吏に仰せ

て堤を築き、彼の横流を制せしめ玉へは、水路事故なく正しくなりて、人民太平を
樂むがごとし、今我が河水の弊流、捨おかれしこと歳久しければ、人々自便の頽風
に耽て、これを改るに憚るといへども、英明の御當代、御捨置に成り候へば、も
はや回復の時節なく、我が宗祖の都城、日を逐て沉淪して、正法の僧侶惠命を失ふ
こと必せり、然るに今大公至論の御吟味を以て、御威光の堤を仰付らる時は、洞
水日あらずして、其の本源に復し、一宗の面々再造の大恩を蒙り、神禹の盛功を稱
し奉るべく候。

官難に云、正法すでに弊習に染汚ること、正に二百年に及んとす、今またとひ弊習
を改むといへども、亦いつくんど正法に復することを得んや、答て云、譬は國義政
宗の名劍、國家重代の靈寶なりけるが、一旦小人の手に落るときは、これを以て衣
を掠め、食を劫るなり、若亦君子これを得るときは、これを以て、國を興し、家を
治め玉ふなり、我が正法の寶劍、暫く名利の小人の手に落て、弊習の染汚を被ると
いへども、今若有道の君子の手に復せば、正法の用を成さらんや、二百年來猶地
に因て倒るゝか如し、自今已後、地に因て起るときは、舊きに因て正法眼藏なり、
いゝゆる回、四果卻て是れ摩登なり、是故に永平の云、正法眼藏涅槃妙心、是
れ佛々の護念するといへども、佛法のために染汚せられず、羅漢として正傳せしむ

といへども、聲聞の法に墮せず、凡夫として正傳せしむといへども、衆生の法に墮
せずとあり、これ其の要文なり、

如以此春來御列席にて、二師を召して、宗門嗣承の曲折を純檢し玉ひ、且つ亦去ぬ
る冬より、田翁を詰て、種々問難し玉ふこと、前後七八十場に及べり、其の間難雲
の如くなるに、田翁應對滞りなきこと、刃の物と解くが如し、此れ誠に護法龍天の
其の辯を假し玉ひて、二師を贊げ、宗門の大事を決擇し玉ふならんとて、感心せぬ
は無かりけり、去る程に古今の典據、法統の通塞、官衙明鏡にして、纖塵を容れず
一事も多證を搜り、一句も根據を訂し玉ふ、尤も證據の爲に正法眼藏、及び諸傳諸
書を多く指上らる、

かくて獨りの訴人あり、官府に申して云、彼師は一宗の名徳なれば、諸國の僧侶歸
依して、其の法を授受いたし候、今若一師不易に仰付らるゝときは、其の人々皆實
の弟子に成り候ゆへ、畢竟已れか徒黨をひるむるの願ひにて候と申しければ、官府
乃二師を召出され、弟子の名前へ吟味あり、二師の口上書に云く、

- 一 肥山嗣法之弟子、加州大乘寺明州、信州清水寺別峰、乃至、城州源光菴白龍、
- 一 河内東福寺隱之、右九人者、一生不易之嗣法而、居申候、
- 一 傳戒結縁之弟子、數多諸國散在仕、其寺之法脈而居申候、右九人嗣法之弟

子、別段御座候、子細者只今迄之伽藍相續者、寺付候法而、若不幸の因縁出来、其寺立退候砌者、法と其寺留置候而、其身無法成申候故、寸志有之者、此段難儀存候而、遠方參來、百日之間坐禪觀法相勤、其志以、右之結縁相望申候得者、難打置相傳仕候得共、結縁之儀御座候付、傳法不申戒法相傳分而、傳戒と唱來、本式傳法之弟子、似而不同事御座候、只今之中寺月心杯茂、右結縁之弟子御座候得共、拙僧江者一圓遠慮無之其寺之法、荷擔被仕候、其餘之面々茂、定而同事之儀與奉存候、若此度本法之通被仰付候得者、向後人々一師印證、一生不易相勤申候故、一人而茂結縁望申者無之段、分明御座候、若結縁等之儀、拙僧本意與存候者、只今迄之作法而居申等御座候得共、本法與存不申候付、四年已來、御當地相話、御慈悲之御下治、奉願事御座候、以上

年月日

正山印

寺社御奉行所

右の書付指上られ、御詮議相濟なり、如此の傍難品々あれども、委くはのせず、皆是無根の飛語なれば、官鏡明白に照覽し玉へり、又御尋に付返答申上らるゝに云、

一洞家之嗣法、前々年久く錯乱し候へば、自今已後、相改め候ても、正法とは申がたからん由、不審思召候趣、成程自今已後、相改候へ其儘正法而本法少も相違、無之候、譬へば天鬼の見別、人鳥の明暗にて、水と天は瑠璃と見、餓鬼は火と見、人の水と見、魚は宮殿と見候、從來佛祖の正法を、餓鬼心の出家、利欲の爲に嗣き替へ候は、水の火となり候ごとく、即ち邪法となり、人道の孝義を存し、一嗣不易に相守り候へい、直に従本已來の正法にて、鬼火其儘の水なるがごとく、元より水に異相なく、法に邪正なく見候物の業に猶ひ嗣き候者の心によりて、正となり、邪となり、水となり、火となり候、業力不思議なる故に、鷓鴣の晝は、人の夜にて、白晝は鷓鴣の暗夜にて候、明暗邪正は人物の心業に有之候て、外に明暗邪正無之候、佛説一切唯心造、故爲利養忘師恩、法嗣替候、不孝不義、心行相改候へば、即今嗣受居申法系、以心傳心、本法一如仕候、佛説心外無別法故、間に不面授の法を受候者も、既往は諫じましき訣にて候へば、來者の追ふべきを奉願候、拙僧の願と、三寺の所存と相違之處は、用捨の見別にて御座候、自他共難有身体髮膚を毀ひ、出家入道し、法の爲に身を捨て候面々、二三十年修行の後、如何なる證悟あつてか、無慚無愧にして、一回捨たる身の爲に今更還て法を捨、遠くは佛祖の家訓に違し、近くは

家の仁政を破り、過ちを改るに憚り、重々非を文り、畢竟所欲何事ぞと御吟味の上、向後の洞家正法斷續の信不は、人々自得の心業器量に随ひ候共、儀式風俗は、自今以後、永平派下和合交通仕り、御條目の面を急度奉守、毛頭も違越不仕候様にと乍恐奉仰、御下知候

官士一日告て云、梅二老は興聖大乘の前任なるゆへに、自然上より、當住同心にて、如此願ひあるやと、御尋の儀も有之時の爲に内分にて呼ひ下したき、可然旨、二師へ仰渡さる、是に依て

城州佛徳山興聖寶林禪寺

敕賜大和尚徳隱字

加州東香山大乘護國禪寺

敕賜大和尚道顯字密山

右の兩寺春末に至り出府せられ、乃ち口上書を以て三奉行へ下向の案内申達し、それより後は、兩本寺三寺にかまひなく、十日に一度つゝ官衙に出頭して、法系革弊の願の旨相達せらる、此の外

備中州西來禪寺

敕賜大和尚良高字徳翁

出羽州瑞雲禪寺

敕賜大和尚大極字道化

右の兩位は二師の法族なれば、御取上げあるを奉謝との事にて、一回ひ官衙に出られしなり、

(秋) 大磨問禪教宗匠

時に官衙、二師田翁を詰難して、一師不易の本原を窮め玉へども、さすか一宗の大義なるに、役寺の點頭なきことなれば、ひたすら御念を入れ玉ふと聞ゆ、是によりて他宗の本寺僧綱、有名の知識を召寄せられ、一々此の事を磨問し玉ふ、其の人々には、

天台宗には、上野大保福寺慶運僧正、同淨智院、眞言宗には、護持院僧正、覺玄律師等、淨土宗には、増上寺大僧正、日蓮派には、池上上人、禪門僧録金地院大徳派には、東海寺、廣徳寺、妙心派には、東禪寺、麟祥院、海禪寺、松源寺、黄檗派には、瑞聖寺、海福寺、及び建長の劉室安禪師、鹿島の佛頂禪師等なり、此等の諸師皆御尋の旨、返答書し玉ふに、一師印證、古來の本色にして、院に因て嗣を易ふるは、今時の非例なることを、伸へらるゝとなり、

(收) 大召集本山僧統

時に官衙普く他宗の諸徳に、此の事を磨問して、益す正法あることと決判し玉へば最早革弊復古の時節と思召しなん、やがて召し狀を下して、大に永平總持、關東の三寺、遠州の可睡齋、江戸の三寺司、及び總持の後見、執事等を召し集らる、因て召しに應じて出席し、法門の大義を評唱して、洞家の弊事を改正し玉へる、諸山の

長老

敕賜越州吉祥山永平禪寺敕特賜本然圓明禪師兼大和尚位天梁字石牛
 敕賜能州諸嶽山總持禪寺兼越中州瑞龍禪寺敕賜大和尚位玄中字央山
 總州安國山總寧禪寺 敕賜大和尚位嚴柳字綠巖
 武州長松山龍穩禪寺 敕賜大和尚位全鐵字印珊
 野州太平山大中禪寺 敕賜大和尚位寂照字月心
 遠州萬松山可睡禪齋 敕賜大和尚位真海字東洲
 武城妙龜山總泉禪寺 敕賜大和尚位永吞字大寂
 武城萬年山青松禪寺 敕賜大和尚位梅仙字竺巖
 武城萬松山泉岳禪寺 敕賜大和尚位長恩字酬山
 加州護國山寶圓禪寺 敕賜大和尚位珠聯字芳山
 能川諸嶽山芳春禪院 敕賜大和尚位道費字瑞晃
 此十一箇寺の外に
 加州 廣誓禪寺 敕賜大和尚位良準字無文
 右の長老寶圓の扶翼として、しはく官衙に出て、諸執事と此の義を會談せしとなり、其の外

武城の吉祥寺義門、天龍寺瑞泉、長谷寺、功運寺は、府内の巨刹、公禮他に異なるを以て、一々召れて詮索あるなり、
 又遠國の寺院には、丹波永澤寺朴隱、薩州福昌寺隆玄、長崎陸臺寺重關、因州景福寺、上州双林寺、右の各寺は別義に依て、在府せしも、皆々召れて、此の義を御尋ありしなり、
 去る程に夏も半になりければ、両本山可睡齋等、皆々著府し玉へり、扱て永平總持關三寺可睡齋、江戸三寺は、常に出駕し玉ふ格式あり、總持寺の出て玉へは、後見寶圓寺芳春院に、廣誓寺を伴なはれ、加賀殿より附け人騎馬にて跡押へ、又福昌寺には薩摩殿より跡押へ、是も騎馬にて附人あり、かくの如くの諸大刹、其の大寄合の日と申すは、各々威神を奮ひ立て、出立ち玉へる大乘り物に、紫衣黃衣を打聯ね供奉の人々さはやかに、小路せばしど歩せければ、奉行所の近邊は、唯た一面に洞家の勢、雲の如くにかこみける、其の片た相手と覺ゆる兩人の老僧は、鶴の瘦たる姿た、黒衣を召され、たい一僕、田翁等を伴はれ、心徐に進み玉へは、御役所にも老ひの身を勞り玉ひけん、一間なる片た影に憇はしめ、常々茶飯を供し玉ふ、扱て諸方にて洞家には、いかなる大事か起りせん、是はと騒動に及ふこと、たどひ彼の兩老いかの正理あるとても、かゝる威勢にも吞れなん、其れより日々の御詮議に

彼の兩老僧、今日は遠島、明日は追放など、江戸一邊に申しける、昔し承應年中に萬安鐵心の二老、關東の諸老と、代語講録の議論に付、出訴し玉ひし其の時も、江戸中兩方に立分れ、互に氣鋒をふるいしゆへ、或は咒咀調伏を行ふものあり、或は劍難毒藥にかゝるもあり、遂には録方非理に成り、萬安鐵心の二老を始め、其の黨の三十三箇寺擯罰し、宗門徘徊を停止せらる由し聞よりも、此の度の革弊には、覺悟の前と云ながら、幾度か危き虎の尾を踏める憂目を見玉ふ、二老の心こそゆしけれ、

(冬) 訊^ニ鞠^{シテ}夏議^ニ復^シ于正^ニ

かくて其の後本山僧統始め、諸大寺を官衙に召され、日を隔て時を易へ、一寺一員つゝ其の所存を聞て往復詰難し、次第に決判して、逐一に口詞を取り玉ふ、總して此度の公判に唯一員つゝ推参ありて、双方の對決は始終無かりき、是れ官衙の深き御意見とぞ聞へし、其問難の中、沙汰ある一二をこゝに記し留む、有るが云、今般二老の所願尤も正統の古法たりといへども、かく二百年來、將錯就錯、伽藍相續し來りしを今更古法に復することと仰付られ候は、十方の古本寺競ひ起て、法門の騒動大形ならず、恐くは太平の御政道を碍へ奉らん、凡そ理十倍せされは、舊を改めずと申すも、けに言理なり、千萬舊貫に因り、法門の靜謐を願ひ奉り候、

官難に云ひ、諸僧初より、やゝもすれバ騒動に及ふと申すこと、心得がたく覺ゆ、且つ弊を革るとて御政道に碍ると申すこと尙も不屈きなり、凡そ弊惡と禁止し、正法を流行すること、大平の御政道なるに、若し正道を嫌ひ、邪弊を好むものあるときは即時に懲罰の御大法を行はるなり、先年眞言宗の法義に付、官命に背きし高野の僧、六百人を配流せしめ玉へり、今曹洞宗の寺籍を案するに、日本國中二萬餘寺の知識所に十員ならしにして、二十萬餘の僧たるへし、此の者若し一人公命に背けば、一人配流せらる、二十萬人皆背けば、二十萬人御仕置し玉ふなり、威光を以て正法を建て玉ふに、何とて騒動に及ふべきや、其の上汝の一宗、法系混乱せるに因て本末相乱れ、往々諍論して、頗る騒乱せり、今若一師不易に決しなば、本末一致して、宗門自ら清平ならんと仰せありければ、其の人詞は屈しを答ふべきなく、誤り書をぞ上げける、又有るが云梅^二二老、專師資面授の事を申し立らる、此れ其の一を知て、其の二を知らず、昔し吾か祖大陽投子の傳法は、全く代付にして直接にあらず且つ亦無底月泉の授受も、正しく滅後に於て代付せるなり、是亦七佛法壽の親證とて、其のゆはれあることに候

官難に云、大陽投子の面授、無底月泉の直授、唐土此の方、種々の異論あること、官府すてに詮索しおけり、あれども其れは扱置き、汝の元祖天童永平は、大陽投子

を、いかゞ云ひおき玉へるぞ、其の人云、天童永平は直授と云置玉へり、これは取りがたきことに候其の上永平の直語か、後人の妄添か、虚實疑はしく候、唯た唐土の諸傳諸録に、十六通りまで、代付と記しあること古今明證なれば、豈に一家の私言を取て、大方の公論を捨て候べきや、官難に云、大凡其の祖宗を尊信し、其の家訓に依遵するは、天下の公論、御條目の嚴誠なり、是故に武家にも孫吳の兵法は左われども、我家の軍法はかく用るなり、誰か家の劔術はかくわれども、吾祖の兵法は左われども、小笠原家のしつけ方には、しかわれども、吾家の禮法はかく行ふ、又法中にも、南山四分の行事はかくわれども、吾か法相家の秉持は左われども、天台家の密法は左われども、吾か弘法の流義はかく修するなぞ、諸家諸流共に、其の根本を尊ひ、其の元祖に遵ふことなるに、何んぞ諸僧は、元祖の流と汲みながら其の家訓を取るに足らずとして用ひず、却て他家の言を信用すること如此なるや、且つ元祖の大陽授子を直授と辨し玉ひしこと、虚實疑ひありと申せども、元祖すでに嗣書の卷、面授の卷等を示し玉へるを引合せ見るに、大陽の直授なることを辨し玉ふこと、まさしく一舌より出る所なり、然るを弊惡に黨して、疑ふまじきを疑ひあまつさへ面授の卷等の家訓を破んとするや、抑も亦御條目を畏れざるや、且つ大陽などひ代付にさばまるも、上祖の因縁は凡情の議する所にあらず、其の上歴代の

内只一代なり、しかるを今日院の爲に嗣を易へ、代付するもの、手本に引くは、あまゝり無道心ならずやと仰せありければ、其人赤面して誤り書をかゝれもける、又有るが云、梅_正二老諤りに、元祖の語を稱して、今日の宗匠を誘せらる、一通り其の理あるやうに思し召すべく候へども、全く當らざることに候、官難に、云われども元祖すでに院に因て嗣を易ふるは、畜生なり狗子なり、僧位に圓ゆることなかれと示し玉へるは、豈に今日の嚴誠にあらずや、其の人あざ笑て云、是れ梅_正が文に因て義を解するの忘談を申し上るに候、凡そ宗門には、抑揚褒貶の語あり、或は祖師の佛を呼て、乾屎橛とし、或は十二分教は、不淨を拭ふの故紙なりと仰せありとて佛をそしり、十二分教を破するにあらず、皆學者の爲に、執を除き著を掃ふ、抑揚の語にて候、是故に元祖の狗子畜生なりと示し玉ふも、皆此類にて、全く易嗣代付を阿り玉ふにはあらず候、官難に云抑揚褒貶あること、宗門のみにあらず、世間の言論にも、往々これあり、扱て一大藏經の中、經律論あり、經はいかなる義をか宣へ玉ふや、其の人云是れ佛け機に應し、時に隨ひ、偏圓半滿、いわゆる抑揚自在なり、又戒律とは何をか示し玉ふそや、其の人云、これ佛持犯開遮を立て、弟子の三業をさびしく誡め玉ふなり、然らば汝のいわゆる乾屎尿、拭_二不淨_一等の語は、隨機爲人、抑揚無碍の法門にあらずや、其の人云くしかり、又元祖の院に因て嗣を易

ふるは、畜生なるの語は、今日の兒孫に行事を誠るの戒律式目にあらずや、其の人云しかり、然るを御邊すでに、宗門の知識と稱せり、何とて爲人の語、式目の語を混乱して言上するぞ、官衙を誑惑せんと欲するやとて、大にたゞり玉へは、其の人頭と抱へて慚ら懼れ、誤り書をぞさへけらる、

又有るか云、夫れ吾か宗別傳の法は、閑學解の及ぶ所にあらず候、法の本法は本と無法にて、傳不傳に落ざる、是れ吾か家の眼目なり、別傳の宗旨なり、然るを二老法に於て、斷續の見を起し、傳不傳の會を爲す、こゝを以て、嗣法の轉換不轉換と論して、臭面臭面に撞著するを、面授とおもへり、是れ其の虛文に著して、眞理を見ざるにて候、官難に云、しからば、少林祖師の偈に、傳ハ法ヲ救フ迷情トあるは、何事をか云ふや、達磨すでに傳に落ると云んや、本法と會せずと云んや、其の人默然として答へず、官難に云、此れ達磨乃ち傳不傳に落ざる眼目を示して、無法の本法を傳るにあらずや、且つすでに迷情を救ふために、法と傳るときは、達磨必ずす遙々西來して、二祖に面授印證し玉はずや、若し二祖達磨を見玉はず、達磨二祖に逢ひ玉はずんは、争か此の傳法救迷情の道理現成することを得ん、然るに今日の如く、師弟子を轉換し、相見す相識ずして、焉んぞ佛祖の正印を得ん、すてに正印を得ずんば、亦何ぞ法の本法、宗旨の眼目を了せんや、然るに弊習を改るに憚り却

て非を文り、過ちを遂けて、是れ眼目なり、宗旨なりと云ふは、いかなる輕忽ぞやと、嚴しく訊鞫玉へは、其の人頓首して、罪を請ひ、やがて誤り書を呈しける、

時に永平寺三僧統可睡齋等、官衙に詣して申し玉へるは、宗門法系の義、官家の上裁と止められ、且く法中に下し賜は、某等宜く是を理すへしと請はれけれども御奉行是を許し玉はず、其の上總持寺は、此の義に驚おどせずして、始めより革弊の訴へ理に中れりと稱す、

一日總持寺官府に申して云、先達て法系の義、今までの通りにて、御繪旨をも重て申し下さす、且つ 御條目并に元祖の家訓に不ニ相背ニやうに、相成るべき道理ありやと、御尋を蒙り、種々示談仕り候へども、いつれも愚暗にて、料簡に難く及候、兎角梅二兩老一、願の通に、仰付られ候へは、右御尋の趣に違背不レ仕候、依レ之毎度罷り出奉レ願度候へども、本願人有レ之處、御召の後罷り出、御返答申上候へば、本人指置、遠慮に存し指し扣へ候、何とぞ二老願の通に仰せ付られ候へは、宗門の大幸に候、飛彈守殿の云、少々指問もこれあり候へども、是は俗情の義、さして障りにも相成るまじく候、總持寺云、いかやうの障りありども、御威光を以て、總持寺より、相改め候は、少しも滞りあるまじく候、飛州の云、正法の道理御聞上候て、仰付られ候うへり、何の子細あるまじく候、時に本田彈正殿

の云 御條目並に家訓に違はざるやうにこの事、本寺の願ひには、尤なる義にて有
之候、

(藏) 阿部公祈願勢廟

かく宗弊の群議を正しく御吟味あるは、偏へに御奉行の面々、護法の素志、深くね
はせしゆへきり、然るに此の裁判を、心うく思ふ無義の輩やありなん、此の度の御
詮議に、阿部御父子、二老を最負し玉ふ由し、流言を諸方につたへける、折り節し
御老中豊後守殿、此の由を聞てし召され、急き大事と思召し、やかて飛彈守殿の執
事山本矢田等を召され、此の度曹洞宗の願に付、至極大切に相勤べし、もし無念に
て事を誤り候は、僻か事たるべく候、且つ最初より吟味の次第、微細に書立て、
其の尾りに飛彈守始め役人共、此の趣相違なきの誓詞を書きて指上べしと、仰せ渡
されければ飛彈殿の術にては、夜を日についで、始末をかき立て、誓ひを成して上
け玉へは、豊後守殿やがて其の書付を以て、松平美濃守殿の御覽に具へられ、申し
玉へるは愚息飛彈守此の度曹洞宗の儀を裁判いたし候、年少き者にて、御大役を勤
め、覺束なく存し候ま、最初よりの事を書せ候、披覽なされおかれたく候と、の
玉ふ由し、此の美濃守殿と申すは、
大樹君の尊愛し玉ふ、朝臣にて、海内の望、政柄の歸する所なれば、此の朝臣御聞

受われば、大君の明慧に達すとぞ申しける、左われは、阿部御父子には、是れ大事
の御懐とて、諸役人に至るまで、いと嚴密に仰渡さる、其の上不慮の災難もあるら
んとて、伊勢の大廟并に秋葉の權現へ、代參を馳せ、神明の冥助を乞ひ、又其祈願
所に仰せて日々般若と轉して、別して此の儀を祈らせ玉ふ、かゝる御心を盡くさせ
玉へること、誠にたゝことならん、護法菩薩の示現なるにや、其の祈願し玉ふ意趣
三般とぞ承はる、

第一願、除^ハ弊惡^ヲ建^ニ立^セん正法^ヲ

第二願、^ハ執政^ノ士^無諸^ノ災難^一

第三願、^ハ於^テ双方^ニ莫^ク罪過^ニ

右三般の願文は、誠に古今執政の君子の手本とし玉ふへき御意趣なり、かゝる御力
量にてこそ、二百年來無限の大弊を革め玉ふにけに一人の罪譴に罹^ルるなく、執事の
人々も事故なく目出度正法を興復し玉ふ、難有かりける事どもなり、

(閏) 下^レ案風^ニ本山僧統^ヲ

癸未六月廿八日、飛彈守の岡執事、田翁を召して告て云、去ぬる比より、御奉行殊
に天台真言の碩學、淨土日蓮の能化、五山十刹の宗匠大徳妙心樂派の知識を召して
旁く各自の宗規を搜^リ、廣く立派の法式を尋て、始て道元禪師の綿密の宗風、諸宗

に卓^{たぐ}として正法眼藏古今を照見し、更に一點の醫^いなきことを知るとなり、右奉行所吟味の委細、蓋し 上聞に達す、此れを以て榮幸と思ひ玉へ、宗弊の革^か否^ひ、豫^よしめ知るべからずとぞ申さる、田翁頓首して云、夫れ成功は天なり、又何そ人をどがめんや、我願己に満てり、死するの日といへども、猶を生けるの年の如し、七月四日、梅^{つばき}二師及び田翁を三奉行の班座に召され、飛彈守 殿仰渡さるは、兩老僧庚辰の歳より、四年相詰め、願ふ所の法義、真に法門の正統、もとより此の由しなれば、事すでに御老中の評定に及び 遂に上聞に達す、近日まさに 明断あるへし、且ッ田翁訴への義、品^{しよ}を越るの罪あるを以て、暫く出仕を止むへし、法系の義は、本寺三箇寺に仰せて、 公儀より直に御吟味あるべしとなり、三人旨を領して退さぬ、是より田翁は門を閉て出仕せず、今の世に是を遠慮と云ふ、 官衙既^いに無私仁智の大判を以て、黨弊の異見を、逐一に降伏し、もはや正法の御手に入りけれども、若も非法不義にして、正統を拒^こむときは、或は罪^{つひ}に罹^かることを憐み玉ひて、方便救護して、然もために辞^{ことば}を設け、向上の一關を超越し、一師印證の大寶藏を受用せしむべきか故に、新に一條の公案を下して、本山僧統を風諭し玉ふこそ有りかたけれ、

同月五日御奉行の列席へ、永平寺等の十一箇寺を召して、飛彈守殿、先つ永平へ仰

渡し、次に總持寺、次に八個寺一列に仰渡さるは、今般の義、永平寺三箇寺等の申し請るに依て、下し賜はるにもあらず、勿論梅^{つばき}五兩老の願、田翁か訴を御用ひあるにもあらず、直に 公儀より御吟味ある所は、弊を除き非を改め、正法の流行するを以て、國家の幸と思召す、今 御尋の旨ありとて、書付と下し給ふ、

申渡覺

向後嗣法之儀、一師印證^{いんじやう}而相立^{あひた}候方^う存^{ぞん}候哉^や、唯今迄^{ただいま}之通^{とお}、伽藍相續^{がらんそうじく}而、相濟^{あひた}候^う方^う不^ず苦^ま候哉^や、 御條目并^{あひ}元祖^{げんそ}之家訓^{けのくん}、茂不^も相背^{あひそむ}様^{よう}、 永平寺總持寺、并^{あひ}山三寺、可^よ睡齋^{すいさい}、江戸三寺、總持寺後見、致^{いた}相談^{そうだん}存^{ぞん}寄^よ書付可^よ差出^{さしだ}候、唯今迄^{ただいま}之通^{とお}伽藍相續^{がらんそうじく}之方可^よ然^{しか}與^よ、於^お存^{ぞん}者^{もの}、 御條目、并^{あひ}元祖^{げんそ}之家訓^{けのくん}、符合不^ず仕様^{しやう}相聞^{あひま}候間、如何様^{いかよう}之道理^{ぢり}而、宜^{よろ}存^{ぞん}候哉^や、 委細書付可^よ差^さ出^だ候、

七月五日

右御尋の旨、いづれも料簡いたし返答申上べく候、卒^{つひ}欄^{らん}に心得、否^{いな}の儀申上まじく候、時に伊賀守殿の去、大切の義に候條、能く^{よく}別^{わか}いたし申上べく候、彈正殿の云、一師印證の義は正法と申すこと、 上聞に相達し候、萬一伽藍相續の方、宜く存し候は、一師印證に的當いたし候程^{ほど}との義、申べく候、若し疎昧なる返答申

上候は、御吟味の上、急度仰付らるべく候

是れ乃ち官衙透關を試み玉ふ、一條の公案なり、こゝに於て十一箇寺の長老、永平總持の宿院に集り、兩三回商量し玉へども、衆議さらば決定せず、總持寺は、始終革弊の義を主張し玉ひ、永平寺三箇寺は、法乱を生せんことを思ひて、單に是れを重し玉ふ、是によりて遂に兩本山の對論に及べり、此の時宗門分け目の評定なれば江戸中の騒動大形ならず、双方膽を冷して待ち居ける、

(餘) 本山上狀符三師

かゝる折柄ら二師は、とても本山僧統、眾議一決し玉はざらんことを計かり、吉祇寺に傳へて、竊に崇寧寺へ申し達せらる趣きは、一師印證を專に相立て、又今までの伽藍相續の跡をも残して、双方和談落著せんことを願ひ玉ふ、即ち去年中、呈せらる口上書あり、

奉願口上書

一宗門之傳法、古代之通、一師之印證而一生相勤、寺院交代之砌、不許再傳之趣、以、去々年兩三度願申候處、願之趣而者、其寺々開山以來之法儀打捨申様而、一宗之面々、合點有之間敷、可及騒動與思召三寺一同御承引無御座一就夫寺社御奉行而、御取上不罷成候、其段御尤奉存候、只今

迄相扣、色々了簡仕見申傳法三物之内、嗣書血脈者、一名同實而、同從如來、今日之本師迄、名字連來候、家譜御座候間、向後嗣書之家譜者、古代之通、不許再傳、血脈之家譜者、只今迄之通、交代之寺々而、重傳之、其寺開山以來之法儀、堅相守之、尤其寺之門參、秘法等、不殘受之、住持職相勤候様、被仰付候者、佛祖之正傳、元祖之遺誠、茂相叶其寺々之筋目茂相立、一切違乱有御座間敷與奉存候、右之趣以、御公儀江被仰達被下候様、爲宗門奉願候、以上

又御奉行所へも右の意趣を申上らる其の口上書に云、

一禪宗之傳法者、異國本朝共、濟家洞家一同、一師印證以、一生不易相勤申事御座候、然洞家之一宗、漸々誤來、幾度而茂、住持移代次第、前之師捨候而、寺々讓申候、新傳法仕替候故、昨日迄之本師者、今日者他人罷成偏利欲之風俗相見、不忠不孝成臣子之其君父捨申候、與、同事之風情御座候、洞家開山永平道元之正法眼藏之内、若寺之爲、傳法仕替候者、非知識不可入僧位、或邪風或畜生杯與、遺誠分明御座候、此正法眼藏者開山之作、洞家大切之書而、一宗一同護持仕候、尤佛祖之大法者、人々自得之道理御座候得共、傳法之儀式以、三國相承仕來候、然只今之通、傳法

之儀式、致混乱、一師印證之儀茂立不申、開山之掟、又者佛祖之本法、相背候而者、洞家之宗旨、者、斷絕同事、御座候、御當代、別而正法御取立之時節難有奉存候、御政道之御威光、以、洞家之正法、御取立被下候様、仕度存念而、去々年書付、以、奉願候得共、久敷只今迄之通、成來候處、俄改候者、一宗之者其合點不仕、及騷動可申與、三箇寺被申上候付而、右之願先相休候様與、御意被成候故、奉畏只今迄相扣居申候、然共御當代正法立不申候者、永代捨可申與、歎敷奉存色々了箇、以一宗之儀式萬事有來候通、而少茂違乱無御座、傳法之本意者正敷罷、成候、訣申上候、其、訣者

洞家傳法之三物

一嗣書

傳法之正脈也

一血脈

傳戒之正脈也

一大事

嗣書血脈内證之密意也

右嗣書血脈之二物者、其、体者一種而同、釋迦如來、今日之本師道、名字連來洞濟之系圖、而御座候、其内嗣書之系圖者、傳法之正脈、御座候故、一師印證堅、相守之血脈之系圖、其、外其寺々傳來之秘法等者、移替之砌、只今迄之通仕候者、其、寺開山之系圖、并一切法儀等茂捨不申、尤本末之儀式等、

諸事有來候通、而、只三物之内、嗣書一種、再傳不仕迄、以、傳法之本意相立申候、此、一事御吟味、以、洞家之正法、御取立被下候様、奉願候、右之趣、權現様洞家一宗江被仰付候、御條目能相叶候義、御座候以上

年號 月 日

正山印
梅峰印

寺社御奉行所 御役人中

右の通二師より和談の趣を申上おかれけれども、本山僧統いまだ合點し玉はず、兎や角と評議ありて、前の御尋の返答を指上ることも、自ら延引しければ、御奉行又十一箇寺を召して、御しかりありければ、何とて早々に衆評をさしめ申し状を捧げざるぞ、上には御慈悲の餘り、箇様に仰出さる、所に、事延引せば諸僧等、身の爲め宜しかるまじ、急き評議をさしめ申上げ候へど、大に御いらてありければ又十一箇寺、御寄合あり總持寺の云、今は早や我と同く、一師印證御願ひ可然候、永平寺三箇寺の云初より伽藍相續を申立て候へば、今更改めがたく候、總持の云、過ちを知て改るは、知識の常にて候、永平等の云、それも能く存じたることに候、數百年來の遺法、一旦捨るに忍びず候、總持の云、然らば最初三物相傳以後、嗣書は一生不易に相定め、外の二物は伽藍相續になさるべく候、此方には、三物共に最初

の一師に相定め、後の重受は、入らざること、存し候へども、左候へは相談符合申さず候ゆへ、如此に候、大中寺の云、然らば嗣書を伽藍相續にきはめ申べく候、總持の云否なり元祖天皇より傳へ玉ふは只嗣書のみなり、是れを嗣替るを一隊の狗類と仰をかれ候へは、嗣書嗣かへては、一師印證とは申しがたく候、しからは最初傳受の三物を、一師印證と相定め、其の寺々の三物頂戴を、伽藍相續と相定め申すべくとあれば總持の肯ひ玉はず、各寺は此の義可然と申され候、最初を改め申す候へは、一師印證も相立、寺々にて三物頂戴せば、伽藍相續も相立つと申すものにて候、時に廣誓寺の無文申し候は、何れ茂仰聞らるることに候へども、心得がたく候、子細は、最初の三物を一師印證と相定め、其の後伽藍の三物、外にて候は、尤にも候、是亦一師印證の三物にて候へは此の中の輕重は、何と證據に仕るべきや、各々口には一師印證と仰られ候へども、此中輕重これなく候へは、二師印證に成り候右の相談は只今までよりは、却て悪しくなる趣に候へは、とても公儀御聞濟あるまじく候、兎角一師印證の名、相立候やうに、御示談ありたく候、江戸三寺方には黙して居玉ふがいかと思召そや、兩度に三物傳受いたし候ても、一師印證の名相立候や、時に青松寺の云、廣誓寺の申さること、兩度三物共に傳受候ては、一師印證と申しがたく、二師印證にて候、廣誓寺の云、然らば先刻總持の申さる、如く、

三物の中嗣書は一生不易血脈大事は重受あるべき方、双方相欠ぬ御談合と存し候、大中寺の云、血脈も嗣書同事の義なれば、一所にいたし嗣書候ても、苦るしからず候相分ち候こと、入らざること候、廣誓の云、一所と申されず候、血脈は戒法にて、重受いたす道理あり、嗣書は一師の印證、再傳を不許の道理あり、若亦一所と思召され候は、血脈までにて相濟み申すべき所に、嗣書をも伽藍相續に成されたき旨心得がたく候と申し候へは、得心なき所に、青松寺の云、なるはど一所とは申されましく候、血脈は洞家濟家の系ありて戒法傳受に相定り候、嗣書は洞家まてのつりに候へは、一所とは申されず候、かくの如く問難往復し玉へども、猶蛇を竹筒に入る、如く、不直を得ざるを以て、漸く一同の願に極りぬ、同月十七日、十一箇寺同道にて、官衙に詣し、願の旨を上奏せらる、其の詞に云

口上書

去、五日向後就嗣法之儀、以御書付被、仰渡候趣難有奉存候、則遂相談存寄申上候覺

一向後嗣法之儀者、元祖正法眼藏本意御座候故、一師印證相定、何之寺院江移轉仕候共、最初之法脈、一生不易致所持、可然歟與奉存候、

一唯今迄致傳來候、伽藍之法、御條目違背不仕候歟與奉存候、其子細者

慶長ノ之末、元和ノ之始、本寺並僧録、御朱印頂戴ノ之節、宗門出世分、僧臘支配等ノ之諸法式、相障儀共者、皆以被遊、御改被下候節モ、伽藍相續之法、任先格唯今ノ之通而被爲指置、加之明曆年中、永平寺英俊、與總寧寺松暎、嗣法論ノ之節、被仰付候、訣モ御座候得者、御條目者違背不仕候、依之數百年來致授受候、伽藍相續之法、難致斷絶候間、三物之内、除嗣書而已、血脈一大事、寺法致相傳可然與奉存候、如此不仕候而者、諸國大小數多、之寺院本末諍論節、難致吟味、禮義混乱可仕候、或住番等相當節、及異儀事茂可有御座候、或大地古跡、年臘階級相撰候故、嗣法仕候人之内、後住難取時、其寺開山己來ノ之法系、多者可致斷絶與、歎數儀奉存候、前件ノ之通、委細書付差上申候以上、

元祿十六年癸未七月十七日、

- 芳春院 道費印
- 寶圓寺 珠聯印
- 泉岳寺 酬山印
- 總泉寺 大寂印
- 青松寺 梅仙印

寺社 御奉行所

御奉行右の書付を請取り、宣ひけるは衆議一同の願ひ、最も善し、去り奇から、同役の面々と議して後、此の書は返すこともあるべし、又直に 上へ奉ることもあるべしとて、皆々歸し玉ひぬ、

- 可睡齋 東洲印
- 大中寺 月心印
- 龍穩寺 全鏡印
- 總寧寺 綠岳印
- 總持寺 央山印
- 永平寺 石牛印

上にも始めより、委細の御詮議ありしと聞ゆ、其の趣は殿中の事にて下の聞に及ばざるなり、輪王寺一品法親王へも、御尋ねありしとなり、此の親王、もとより正法護持の御志深きにより、自宗他宗を論せず今時の非例を闢除して、古來の本法の興隆せんことを思召す故に、此事内々御荷擔ありと承る、誠にやんごとなき天然の貴胤にて、わたらせ玉へども、今釋門の徒となり玉へるゆへ、法門の大事は他家の義までも、箇様に御心にかけらるゝ事有りがたき尊旨なるべし、 同月廿四日永平

寺、總持寺、寶圓寺、芳春院、三奉行の列席にて、御尋ありしハ、伽藍相續の名、何れの時節より起り候や、何れの書典にこれあり候やとありければ、兩本寺申されけるは、近年申しならし候故に、何の書にも相見へ申さず候と答へらる、御奉行、然らば、上より御尋あらば、本據なき事のよし、兩本寺申し候と言上すべしとの玉ふ是によりて、後の御條目にも伽藍相續の文字は、御除きあるとぞ聞へし、嗣法之儀今度御尋付、去十七日、以書付連判申上候通被仰付被下候様奉願候以上、

未七月廿四日

總持寺 央山印
永平寺 石牛印

寺社 御奉行所

右の書付判形せらる、故に兩本寺の願どり、仰出さるゝなり、是れいむゆる透關自在、無適無莫の時節なるべし、

(成) 賜御條令正宗統

かくて其の後、殿中の公評、すでに極りければ八月十一日十一箇寺の長老を、又官衙に召さる、最初に兩本寺并に、寶圓寺を列席へ召し出され、御裁許の旨、仰せわたさる、時に公議讀書の人、深尾權十郎 御條目を高らかに讀みて、兩本寺へ各

一通を賜ふ、紙は御庫の上紙なり、書は公儀執筆の人、飯高善左衛門是を寫せり、其の詞に云

定

一 嗣法了畢之僧侶經三十五年之臘、而有轉衣之望者、彌守御條目之旨、以嗣法師之推舉狀可致登山、若嗣法師有故障者、或本寺或僧録、遂吟味可令添狀事

一 師資面授、一師印證者、爲道元禪師之家訓、自今以後、何之寺院、雖令移住、最初傳授之三物、一生全、可帶之、師資相承之外、以他人、附法停止之事

一 傳法之僧、入院之節者、其寺院之嗣書除之、血脈大事、可重授之、移轉之砌者、可附屬于後住、當住令遷化者、其寺之隱居、又者於本寺同門、可授受事、

右條條永平寺總持寺就願、被仰出之、向後一宗之僧侶堅、可相守此旨、若違犯之輩、於有之者、可爲曲事者也

元祿十六年八月七日

本彈正 在判
阿飛彈 在判

永伊賀	在	判
丹後	在	判
但馬	在	判
佐渡	在	判
相模	在	判
豊後	在	判
越前	永平寺	
能登	總持寺	

次に三僧統、並に可睡齋、江戸の三寺、召出され、右の御條目を阿部家の役人、是を讀みて、三僧統可睡齋へ、各一通を賜ひ、紙は中紙なり、書も阿部家の執事これを寫せり、是には三奉行の御名判のみにて、御老中の御連名はなかりしなり箇様に次第を分ち、格式をみたさる、官家の禮法ゆしくぞ見へし、さて此の旨を兩本山より諸國洞家の寺院へ、相觸れ申すべきよし、仰せわたされ、皆々退出せられさ

(歳) 信受奉行皆歡喜

しかありて十一箇寺の長老、即日諸奉行の館に詣して、陳謝せらる兩本山は五老

中の諸館へも參られしなり、次に大乘興聖兩寺の長老も、三奉行の衝に到て禮謝せり、其の外二師の法眷とて、西來の良高、瑞雲の大極等も出でられしなり、同月廿四日、瑠璃光寺田翁を、飛彈殿の衝へ召さる、本寺青松寺、觸頭泉岳寺、官命を承て田翁を伴ひ、飛州の前へ出れば、出仕御免の由し、仰渡さる即日田翁一人餘の兩奉行へも巡り、執事の人まで、謝詞を陳へ了る、同廿七日右の二箇寺、又官命を承て田翁を伴ひ、三奉行の列席へ出て、出仕御免の謝をのべたてまつるなり、梅正二師は田翁出仕を止められし日より、徒に休居し玉ひしが、出禮しかるべしと聞へければ、乃ち三奉行の衝を巡禮し、執事の人まで申謝せらる、且つ格別の事なれば、阿部豊後守殿の館へも出禮せらる、是れ指撰あるゆへとぞ聞へし、此の日乃ち八月二十八日なりければ、計らざりき永平高祖の忌辰にあたりて、正法回復の謝を陳らるること、感歎するに餘りあり、昔し正師のわかよりし時、永平の遠忌に値ふことに、深く宗弊と悲みて、大法興衰不堪堪、毎逢祖忌沾袈裟の句ありしが、今日は昔しに打かはり、一生の歡眉を舒へ玉ふ、こそいみしけれ、扱て兩本山より右御條目の寫に添書して、日本國中大小の寺院に宣布し、各々信受奉行せしむ一今度兩本寺、御召被成、被仰渡候、御書付之寫、致奥書差越候間、被得其意支配下エ相觸何茂奉長候旨、來申年七月中迄、兩本寺エ一通宛可被

永伊賀	在判
丹後	在判
但馬	在判
佐渡	在判
相模	在判
豊後	在判
越前	永平寺
能登	總持寺

次に三僧統、並に可睡齋、江戸の三寺、召出され、右の御條目を阿部家の役人、是を讀みて、三僧統可睡齋へ、各一通を賜ひる、紙は中紙なり、書も阿部家の執事これを寫せり、是には三奉行の御名判のみにて、御老中の御連名はなかりしなり箇様に次第を分ち、格式をみたさる、官家の禮法ゆゑしくぞ見へし、さて此の旨を兩本山より諸國洞家の寺院へ、相觸れ申すべきよし、仰せわたされ、皆々退出せられき

(歳) 信受奉行皆歡喜

しかありて十一箇寺の長老、即日諸奉行の館に詣して、陳謝せらる兩本山は五老

中の諸館へも參られしなり、次に大乘興聖兩寺の長老も、三奉行の衝に到て禮謝せり、其の外二師の法眷として、西來の良高、瑞雲の大極等も出でられしなり、同月廿四日、瑠璃光寺田翁を、飛彈殿の衝へ召さる、本寺青松寺、觸頭泉岳寺、官命を承て田翁を伴ひ、飛州の前へ出れば、出仕御免の由し、仰渡さる即日田翁一人餘の兩奉行へも巡り、執事の人まで、謝詞を陳へ了る、同廿七日右の二箇寺、又官命を承て田翁を伴ひ、三奉行の列席へ出て、出仕御免の謝をのべたてまつるなり、梅_正二師は田翁出仕を止められし日より、徒に休居し玉ひしが、出禮しかるべしと聞へければ、乃ち三奉行の衝を巡禮し、執事の人まで申謝せらる、且つ格別の事なれば、阿部豊後守殿の館へも出禮せらる、是れ指摸あるゆへとぞ聞へし、此の日乃ち八月二十八日なりければ、計らざりき永平高祖の忌辰にあたりて、正法回復の謝を陳らること、感歎するに餘りあり、昔_正師のわか_りし時、永平の遠忌に値ふことに、深く宗弊と悉みて、大法興衰不堪_堪、毎_逢祖忌_沾袈裟_の句ありしが、今日は昔しに打かはり、一生の歡眉を舒へ玉ふこそいみしけれ、扱て兩本山より右 御條目の寫に添書して、日本國中大小の寺院に宣布し、各々信受奉行せしむ一今度兩本寺、御召被_レ成、被_レ 仰渡_候、御書付之寫、致_三奥書_二差越候間、被_レ得_三其意_二支配下_一エ相觸何茂奉_レ畏候旨、來申年七月中迄、兩本寺エ一通宛可_レ被_レ

差越候

一御條目之第二箇條、師資相承之外、以他人附法停止、與被仰出候者、師資面授之外、他寄取次而附法仕候事、御停止之儀、而御座候

一第三箇條之内、移轉之砌者、可附屬于後住與、被仰出候者、他山仕候仁與里、其寺之血脈大事、後住致相續、跡世牌立置罷越等、而御座候一最初之三物、傳授之後、或大寺或名師之下、而稱傳戒三物致重授候事、堅可爲無用候、以上

未八月十三日

總持寺 央山 印
永平寺 石牛 印

永平寺總持寺ニ申渡覺

今度一宗嗣法之儀、三箇寺ニ茂、御書出之寫添書相添遣之候處、差返候由申聞候付、請取候様三箇寺ニ申渡候間、御書出之寫添書於茂相添可遣候、但添書之内、他山仕候仁與里、其寺之血脈大事、後住江致相續有之處、以後心得違可有之候間、他山之者、後住之義、本寺ニ遂相談後住取、其寺之血脈大事、可致相續趣、且又寛文中之御條目之通、檀方建立由緒有之寺院住職之義者、他山之仁與里、本寺ニ遂相談從本寺一旦那ニ申談相極

可申候由、添狀仕、相觸可申候以上

九月二日

三 奉行

先月十二日相觸候添書之内、他山仕候仁與里、其寺之血脈大事、後住江致相續與有之處、以後心得違可有之候間、他山之者與里、存寄之後住、本寺ニ遂相談相定之、其寺之血脈大事、致相續跡世牌立置可申候、且又寛文中奉守御條目之旨、檀方建立由緒有之寺院後住之義者、他山之仁與里、存寄之後住本寺ニ遂相談、本寺與里、檀那申談相極可申候、右之趣、以後心得違茂可有之與存、爲念重而申觸候、此旨向後堅相守可申候、以上

未 九月三日

總持寺
永平寺

(律) 聖主賢臣風雲會

かゝる革弊の訴へ、梅田二老も田翁も、阿部飛彈守殿御月番の時に申し出てられしにより、彼の家の執事

山本氏勝右衛門頼寛
矢田氏源之丞義純

此の両士始終の事を具さに詮議せられしなり、是によりて正師より偈并序を贈て申謝せらる、

贈山本頼寛矢田義純兩評事

野衲壯年以來、憂_レ洞門濫嗣_ノ之弊_ヲ、造次頓伸、雖_レ向_テ、莖_ヲ、不能_レ忘_ル于懷_ニ、願_シ時節如何_ト耳、元祿已卯冬初、在_テ洛北_ノ之草堂_ニ、遙_シ聞_ク飛州太守阿部正喬大居士領_ニ祠部衙_ノ之大任_ニ、油然_{トシテ}而喜_シ謂_ク、自_レ非_レ彼_ノ大力量_ノ人_ニ、爭_カ得_レ匡_{コト}大法義_ニ、奇哉奇哉、時節已_ニ到_レ、雖_レ衰朽老懶_ト、不可_レ失_レ此_ノ運_ヲ、庚辰_ノ之夏五、從_ニ叟_{シテ}梅峯老隱_ト同_シ企_テ東遊_シ、六月上旬到_リ在_テ城_ノ瑠璃光寺_ニ、與_ニ寺主田翁_ニ相議_シ、秋八月初四、始_テ造_テ大居士_ノ之衙_ニ、捧_テ口詞_ヲ訴_テ曲折_ヲ、雖_レ閱_テ月_ヲ、以_テ三僧司_ノ之不_レ官_ヲ焉、不_レ賜_ニ鑒裁_ニ、然_モ野衲等暗_ニ察_シ大居士_ノ之胸中是非分明_{ナルヲ}、不_レ忍_ビ空_ニ歸_ル舊隱_ニ、隱_シ身_ヲ於_テ此_ノ市鄣_ノ之陰_ニ、因循_{トシ}過_シ年者三_ニ焉、客冬十月田翁代_テ野衲等_ニ重_テ訴_テ前事_ヲ、於_テ是_ニ乎、大居士先_ニ命_テ山本氏頼寛矢田氏義純_ニ二士_ニ、令_テ純_ニ正_セ之_ヲ、四_ヒ閱_テ月_ヲ而今茲仲春十八日、大居士召_テ田翁_ヲ於_テ其_ノ同職_ノ之列席_ニ、親_ク聽_ク所_レ訟_ス、季春二十七日、召_テ野衲等_ヲ云、今聽_テ田翁_ノ所陳_ヲ、審_カ知_シ汝兩老僧、從來_ノ所_レ願_{但_タ爲_レ法_ノ不_レ爲_レ身_ノ、宜_テ爲_レ訂_ニ因由_ヲ、以_テ下_ニ判_{手_ヲ}、爾來事及_ニ于諸閣老_ニ、竟_ニ達_シ于_レ台聽_ニ、秋八月七日蒙_テ、}

台命新_ニ降_テ革_ニ正_シ從來_ノ久弊_ヲ、復_テ元祖_ノ之家訓_ニ、日本國中、洞門禪林垂_ニ二萬餘寺_ニ、次第受_テ命、信受奉行、天回地轉、風行草偃、夫_レ本朝有_テ禪以降、未_レ聽_レ有_レ如_レ是大義_ノ之及_ニ于官判_ニ、又_モ未_レ聽_レ有_レ決_ニ如_レ是_ノ之大義_ノ庭_ノ人_ノ上_ノ嗚呼、此年_ノ何_ノ年實_ニ清世_ノ休明懿美_{ナル}者也、退_テ而考_ク大居士_ノ之雄圖_ヲ、則直_ニ以_テ其_ノ身_ヲ、當_ニ靈山_ノ付屬_ニ者_ニ、而非_シ是_レ我輩癡叟_ノ之容易_ノ所_ニ讚揚_{スル}、是_レ故_ニ置_テ而無_レ論_ス、但_テ欲_テ盡_シ此_ノ殘庚_ヲ、晨昏誦經、祈_テ其_ノ福壽無量_ヲ、而少_シ酬_テ大護法_ノ之偉勳_ニ而已、至_テ如_ニ二士_ニ、自_リ去冬_ニ至_テ今秋_ニ、閱_テ月_ヲ者十一焉、經_レ日者、二百九十有餘焉、屢評_テ此_ノ事_ヲ、不_レ舍_ニ晝夜_ヲ、其_ノ勞_ノ之多、何以_テ謝_レ之卒_ニ賦_ニ二偈_ヲ、聊_カ表_シ不忘_ニ云_レ爾、

其_ノ人如_レ鏡鏡_ニ無_レ私覩_ニ面難_シ藏_シ妍_ト與_レ媼、主意明_{ナル}時臣意正_シ、永平_ノ家訓_又重_テ中_ノ邪_ヲ、

重_テ贈_テ山本氏_一

奉_シ主_ニ致_シ身_ヲ無_レ厭_レ勞_ヲ、忠肝義氣與_レ雲高_シ、當_テ仁_ニ不_レ讓_テ、判_テ邪_{正_ヲ}、護教_ノ寸心寸鐵_{半_ヲ}

重_テ贈_ニ矢田氏_一

參禪雖_レ爲_ニ己躬下_一、功德爭_カ如_ニ護法_一多_ク、護法圓成非_レ倭_ト佛、赤忠奉_ニ主_ニ絶_ニ偏頗_一

かく言を兩評事に贈られけるは、乃ち阿部公の護法に酬ひんどの心ならじ、其の外豊後守殿の執事

三澤氏吉左衛門辰庸

石山氏加右衛門破夢

右の二士もとより志し深かりしゆへ、始めより此の義荷擔せられしとなり、總して此の度の一儀に付て、阿部御父子の御心をつくされしこと、承り及ぶに唯大形の事にあらず、是によりて二百年に及びし弊風、忽ち治り、千萬世に傳はれる、正法まさに興りなんと、思へば、有りがたく忝けなき、洞宗鎮護の白山妙理大菩薩の彼の阿部公の御心にのりうつり玉へるかど、感涙さはまりなし、又思ふ昔し東照大神君の乱を除き、世を鎮め玉ひし時、諸家の法令を御定め有りし中に、吾か宗兩本山の御條目にも、出世の義は、嗣法師の推舉狀に依り、且亦永平の家訓を守るへしと、載せられしも、預め今日の事をしらしめされけるにや、其れよりこのかた諸宗の教法盛んに興り、御世もますますかたしきゆへ、此の度の如きの善政も行

れぬ、此の事萬々世の後に至りて、此れは何れの御世何れの武將の御時にてありしと、考るに勞せさらしめんために、上の御諱を犯し奉ること、恐れ多しといへども、具に記し奉れり、時は人皇の始めより、一百十四代東山天皇の御宇なり、武將は東照大神君より、第五代に當らせ玉ふ

正夷大將軍從一位内大臣兼左近衛大將源綱吉公にてまします、其の薨し玉ひて後、贈正一位大相國公と仰き、廟號は

常憲院殿と申し奉つる、其の時世を治め玉ふ君臣も、法と守もるに師僧も、共に仰きたてまつるへしとの寸志なり、吾國中世より、武將 宣旨を蒙り玉ひて、天下の事をしらしめすによりて、今の 鈞命は 敕宣に同じかるへし、箇様の鈞命を奉け玉ひて、大事を議定し玉へる、諸官員の名氏、吾國の書禮に因て略し玉へる故に亦こゝに委しく載せ奉れり

從五位下行彈正忠藤原忠晴

參州伊保城侯本多氏

從五位下行飛彈守藤原正喬

武州忍城侯嫡子阿部氏

從五位下行伊賀守大江尙富

播州赤穂城侯永井氏

此の三員寺社の事を管領し、上に三奉行と書せるなり、二師始めて出訴の時は、四人にてまします今只御條目の連名のまゝに記せり、

從四位下行侍從兼丹後守越知正通

德州佐倉城
侯松葉氏

從四位下行侍從兼但馬守藤原喬朝

甲州谷村城
侯秋元氏

從四位下行侍從兼佐渡守源長重

武州葛付城
侯小笠原氏

從四位下行侍從兼相摸守源正重

常州土浦城
侯土屋氏

從四位下行侍從兼豊後守藤原正武

武州忍城
侯阿部氏

此の五員と關老と申すなり、是は唐僧の錄せるに倣へり、世に御老中と稱せり此の外

從四位下行左近衛少將兼美濃守源吉保

武州川越城
侯松平氏

此の朝臣ことに此の度一義を子細に聞き玉ひて、内評を上奏したまふと承る、此等の諸君子、文武の術に精しく、内外の學に富めり、此の故に、明君の徳を佐て、法門の弊を革め玉ふ、我輩山野の桑門まで仁智の恩澤に沾ひ、多年胸襟の志願を圓かにして、さへなんとする法燈を挑けたへなんとする惠命を繼ぎなんこと、豈に護法明鑑のか、やけるにあらすや

(呂) 大井氏饒_ニ一言_ヲ祝_フ

爰に_正師の方外の舊交に、_正下の英士大井新右衛門と云へるあり、祿千石を食みて年九十歳餘なるが、此の度の成功を限りなく喜へり、やがて_正師を祝ひて饗せるに

田翁長老を光伴に請せり、座すでに酣なりければ、大井氏扶かり出て、禮を致し跪ひて申しけるは、_正和尚の大業と成し玉ふは、天も亦讃し及ばさず田師此の度の御手柄、願くは一言を祝し奉ん、夫れ一言とは何ぞいはゆる大功不宰なり、嗚呼田師今度の一節は、法門の大功名なり、恰も名將の主の爲に身を忘れ、凶暴を誅伐して、國家を興すが如し然ども今古の英雄多くは其功に居て、其の功を忘るることあたはず、終に其身を傷ひ、必ず其功と失ふものなり、苟くも其功に居て、其の功に誇らず能く退歩して、其の徳を養は、天下後世夫れ誰かこれを仰かざらん、老父旦暮に、まさに死んとす心の誠、敢て告げずんばならず、願くは田師心を留め玉へと申されければ_正師甚だ嘆して、是れ無上の重視なり、居士にあらずんば聞くこと能はず、唯だ田翁のみにあらず、我も亦賜を受くと宣へば、田師襟を正して、謝して云、老先生の言は、誠に金玉に過ぎたり、我を賀するもの多しといへども、未だ如_レ此の言を聞かず、我れ敢て教を奉せざらんやと申されければ、大井老眼に涙を流し、喜び啼をぞせられける、去るほどに_正師も、亦歸洛の日に及んで、別れを田師に留め、兼て中情を告げらる、其偈に云、

大名ノ下與_ニ大功_ノ下_一

今古分明_ニ久_ク處_レト_難

此去_レ欲_レ求_ニ休影_ノ地_ヲ

吾廬間却_{シテ}半間寬_ク

かくありて二師すてに歸山を催し玉へは、在城の諸侯大夫、内外の眞俗、多くこれを歎留せり、中にも阿部の父子兩侯、久く師の道を慕ひ玉へども、御役柄らとて、親近なかりき、もはや一事も了り、暫く在府し玉へかしと聞へければ、**記**師の云、我れ兩侯の深恩を蒙りければとて一回は來り謝し奉るへし、先つ此の度は身と退るも亦法の爲なりとて、急流に歩を轉していそぎ江戸を發烈し玉ふ、梅老は途を宇山の興聖に取り、其祖先と祭り、終に吉野の白雲に隠れ玉ふ、**記**師は月祖の塔を禪定に掃ひ、其の成事を告げ、亦た鷹峯の草堂に歸り玉ふ、時まさには十月中旬なり、既にして十一月に及んで、江戸に大變あり、地震、火災人馬の横死、其の數を知らず二師の寓居も盡く灰燼となりしかば、二師の功成身退き玉ひしを以て或は機を觀て作ち玉ふならんと、感ずるものありとかや、

(調) 復古堂建**護法**碑

卍師歸菴の後、ひそかに工に命して、小木碑を造らせ、專 大君護法の威徳を仰き奉り、又阿部兩侯の偉勳に酬ひ、執事四士の勞を念ふて、我か日夕行道の功徳を回して、其の福祉を増崇したてまつるなり、

梅峯信和尚	三澤周信
阿部正武大居士	石山破夢
大護法東都大君	山本順寛
阿部正喬大居士	矢田義純
田翁甫和尚	

又其の片た表に誌るるゝに云

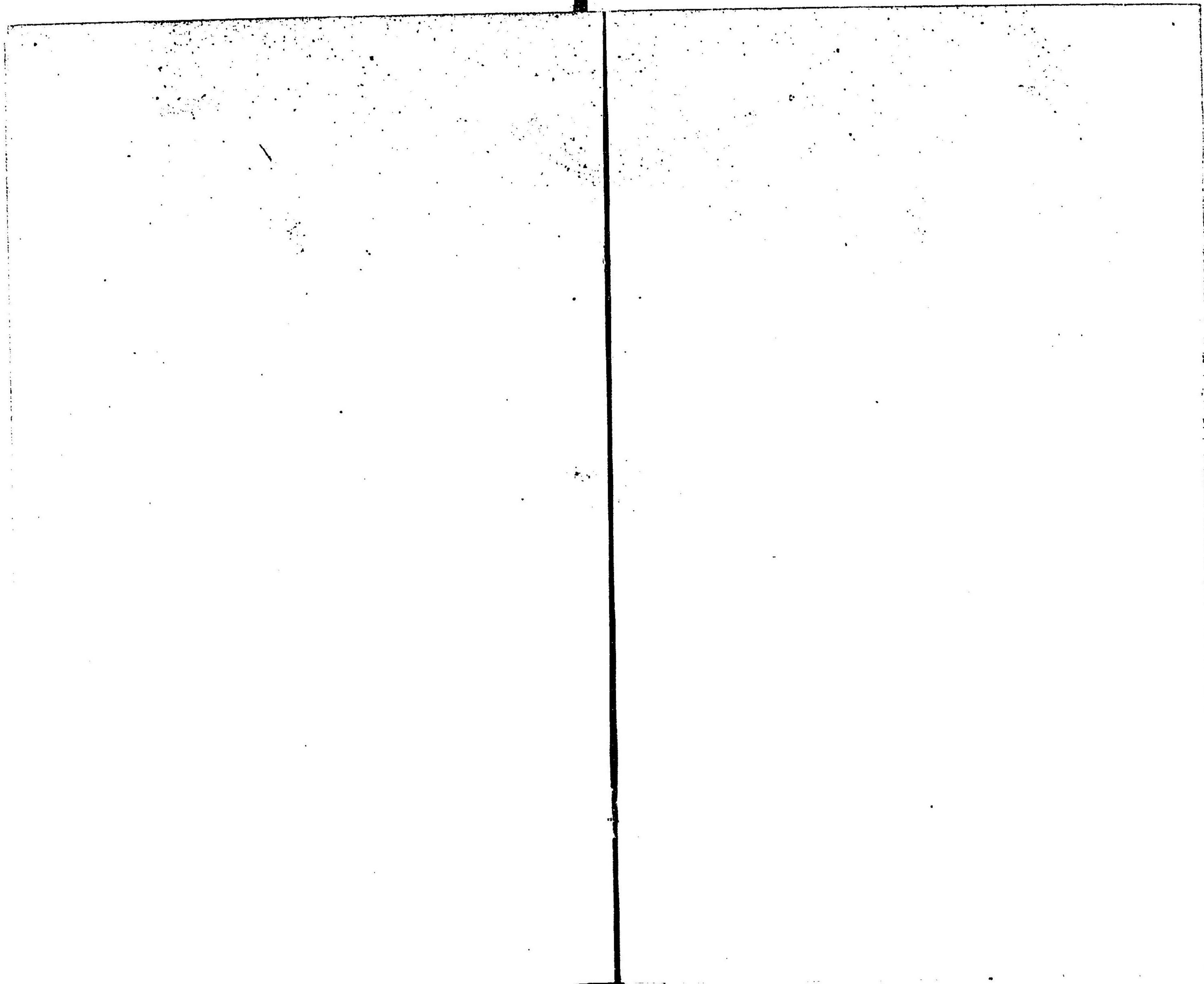
元祿十六年癸未秋八月七日	
官命新降令洞家、嗣法歸師資	
面授一師印證之家訓後人宜	
念護法之大恩	白記山記

しかありて兩本山より、彼の 御條目を、日本國中に宣布し玉へは、在々信受し處々奉行せり、上堂小參などして、此事と讃歎する知識もあり、或は大齋供養を營みて、此の義を慶讃せる居士もあり、誠に天地も移り動き、日月も輝を増せるか如し去程に有道の人々は千里をいとほす鷹峰に來儀し、白雲に往來して、法門の興復を

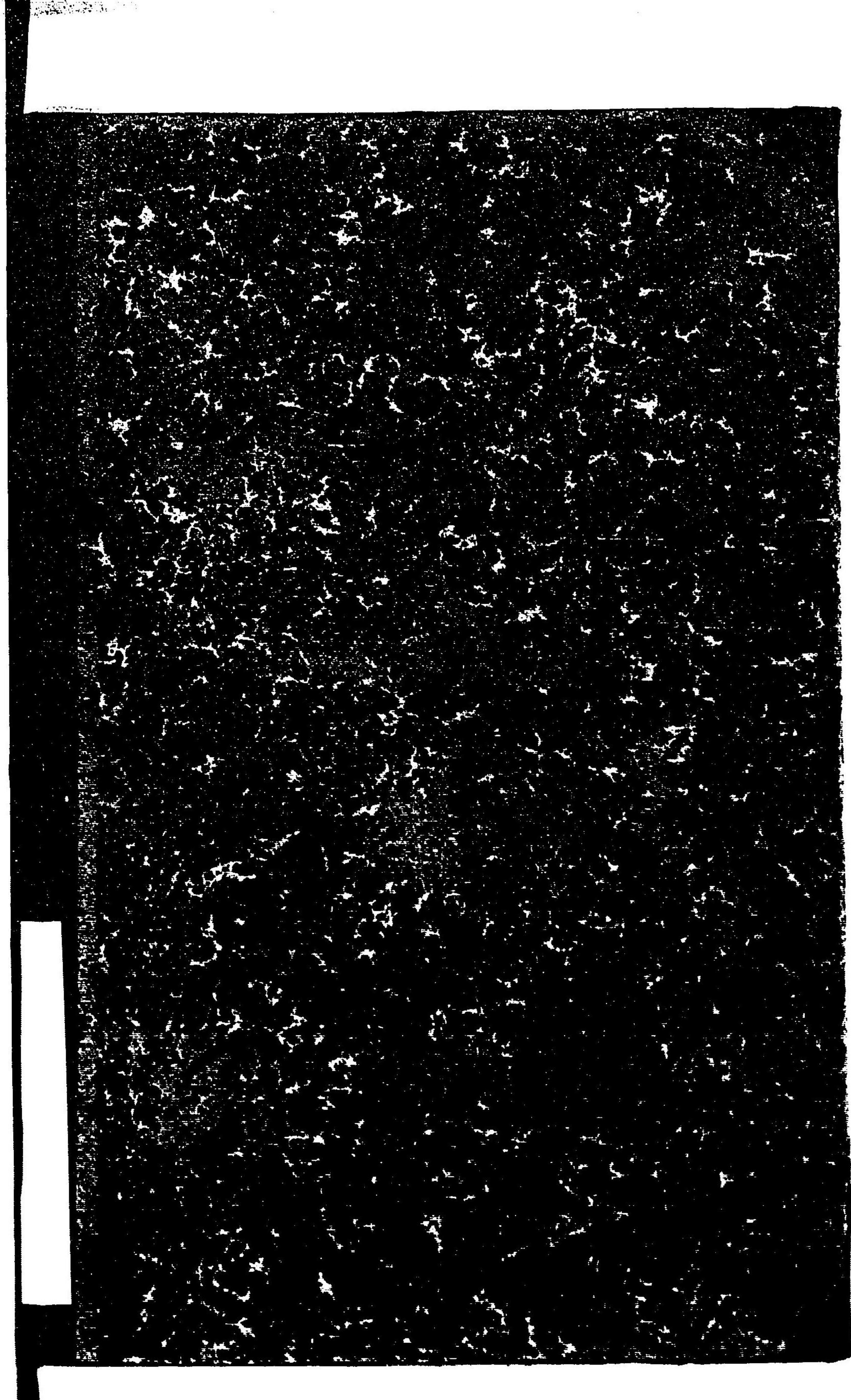
賀し玉ふこと、去歲の十月より、ひきもされぬ、布引の目出度き、春にうつりけり、扱て正月十日、月祖の忌辰なりければ、ことに遠近の昆仲、有縁の縑素を招きいと殿に供養を修し、兼て興復を慶し玉ふ、諸方の名徳學侶を始め、或は長文を作り、或は詩歌を詠して、盛徳を稱し、隨喜を伸へらる、其の數二百余首あり、正師もあまりにや喜ひなん、其の篇ことに和を成したまふ、世の習はせとて、喜ひおれけ受りあり、同年の冬、御老中阿部豊後守殿勞りありて卒去し玉へり、正師はこしめされ、あな心う、吾れ彼の父子の大護法に逢ひ奉れはいかにも一回は詣ふて、謝し奉んど、ちかひしに、慕なくなり玉ふこそ悲しけれせめて御墳にまふて、法の手向れもせめてと、俄に一僧請詢を召し具し、急き江戸に赴き玉ふ、瑠璃光寺に著き玉へる、其の翌日彼の墳寺に参りて心のまゝに法洪を薦め、早や其の明日立歸りたまふ、潜の旅立にて、たゞ御墳まふてなれば、飛彈守殿へも消息まいらせたまはず、おわせしに、彼の墳寺の詰人、御名のりたまはされば、御焼香はかなひがたきよし、申せしゆへ、正山にて候と告玉ふ、去ればこそ、御用人三澤氏、并に矢田氏など、さゝはべりて、宿寺にまいらる、飛州殿ふかく信義を御感あるとなり、さて此の殿にもやがて賢父の國を嗣ぎ遂に御老中へのぼらせ天下の政權をしらしめすこと、先侯にひとし、赫々たる英宰、萬方具瞻どころなり

或云、故豊後殿には、さしも政事に賢くて、護法深くはせしに、もしや師の願のまだしきうち、はかなくなり玉は、法運心ろうくぞねぼゆるに、しばしとて我か法の爲めに、世に留り玉へるかど覺ゆ、又未の冬、府内の災變、横死もねひたし、二師もしればさびいかなる憂目をも見た玉ふらめ、今一月のことにて、かくのがれ玉ふ、法運の程こそ、有りがたけれ、正師は寒風に面をさらし、飛雪に袖と打はらひて、ことゆへなく江戸より歸り玉ふ、檀越なる中田氏、和尙の爲に寢室を造る和尙これを復古堂と名く、彼の宗統の古道に復するの喜びを志るすとなり、是より亦自ら復古道人と稱せり、しかありて示寂し玉ふ後、門人亦復古を以て、其靈塔を稱せり、嗚呼復古の願力、盛業の艱難、其れ誰か此れを見、彼れを忽せにすべけんや

宗統復古志下卷畢



19
4/2



19

472

上洞

統復

志

019762-000-8

19-472

洞上宗統復古志

玄龍/述

M27.3

ABG-0573



